

総務市民委員会記録

日 時	令和6年12月13日（金）	午後 零時59分～午後 1時59分 午後 2時09分～午後 3時09分 午後 3時18分～午後 4時06分 午後 4時13分～午後 5時52分
場 所	第2・第3委員会室	
出席委員	◎小川百合子 ○内田 博紀 塚本竜太郎 永山 智仁 福元 愛 矢澤 英雄 山田 一一 若狭 朋広 渡部 和子	
委員外出席者	（傍聴）末永 康文 渡辺 裕二	
欠席議員	なし	
説明のため出席した者	副市長（染谷康則） 危機管理部長（熊井輝夫）次長兼防災安全課長（長妻克典） 危機管理政策課長（五津和則） 総務部長（鈴木 実）人事課長（伊藤正則） 給与厚生室長（清水純子） 企画部長（小島利夫）経営戦略課長（保木 純） 共生・交流推進センター所長（佐伯淳史） 財政部長（中山浩二）次長兼契約課長（恒岡厚志） 次長兼市民税課長（石田清）財政課長（清水雅晴） 債権管理課長（田崎喜一） 広報部長（稻荷田修一） 市民生活部長（永塚洋一） 市民活動支援課統括リーダー（小林信介）市民課長（阿部信行） 会計管理者兼会計課長（荒巻幸男） 消防局長（本田鉄二） 選挙管理委員会事務局長（関野昌幸） 学童保育課長（染谷和広） その他関係職員	

午後 零時 5 9 分開会

○委員長 ただいまから総務市民委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴についてですが、申出の人数が10人を超えた場合には当委員会室に傍聴者全員が入ることはできません。そこで、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴する方は傍聴受付の先着順によることとします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付の審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後議案を1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部にお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねてお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、持込みが認められたタブレット端末及びパソコン以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。また、答弁と関係のない用途でのパソコンの使用は控えていただくとともに、使用の際は打鍵音に注意していただくようお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって、質疑を行う際はくれぐれも一般質問とならないよう御注意願います。

それではまず、議案第1区分、議案第10号、令和6年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第16号、令和6年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についての2議案を一括して議題といたします

本2議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 議案第10号、補正予算について1点だけお伺いしたいことがあります。防災施設及び防災資機材の管理事業ということで、今回防災用簡易井戸の整備についての債務負担行為設定しております。この防災簡易井戸ですけれども、小学校のほう、学校のほうに配置していくということでお聞きしました。令和7年度以降この学

校かというのがもし現時点で分かれば教えていただきたいなと思うんですが。

○次長兼防災安全課長 令和7年度の予定の学校についてですけれども、田中小学校、柏の葉小学校、柏の葉中学校、松葉第一小学校、以上4校を予定しております。

○若狭 ありがとうございます。北部のエリアということでございますね。この簡易井戸、手押し式のものであるということで、ただ私がちょっと心配したのは、P F A Sとの関連がちょっと心配だなというのがあったんですけど、北部エリアというところもあります、この防災用簡易井戸は基本的には飲み水ではないということでございますけども、ここがただ心配しているというところでございます。この簡易井戸って常時は使っていないんですよ。確認ですが、災害のときだけ使うという認識で間違いないでしょうか。

○次長兼防災安全課長 こちらの井戸につきましては、学校によっては花壇の散水用に使われたり、常時使っている小学校もあるというふうになります。以上です。

○若狭 分かりました。そこは承知いたしました。分かりました。

補正予算に関しては以上です。すみません。ありがとうございます。

○矢澤 それでは、今のところの防災簡易井戸のことですけれども、今お話あったんですけども、これは飲み水としては利用できないんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 生活用水として井戸のほうを使っていただくということで利用のほうは制限をしていきたいというふうに思っております。ただ、年1回、水質検査のほうは実施をして、確認はしている状況でございます。以上です。

○矢澤 令和7年度の整備については今お話があったんですけども、今現在全てで何か所ありましたっけ。

○次長兼防災安全課長 既に設置済みのものが23か所になります。今年度、令和6年度に10か所の小学校のほうに設置を進めているところでございます。以上です。

○矢澤 旭小学校にもたしかあったと思うんですけども、以前柏での水の問題があったときに旭小学校の防災用簡易井戸、これ開放されて飲み水として配付された、私も利用させていただいたんで、これ飲み水として利用をしていたんじゃないかと思うんですけど、違いますでしょうか。

○次長兼防災安全課長 簡易井戸自体は旭小学校にはございませんで、旭東小になると思います。恐らく委員のおっしゃられているのは、耐震性貯水槽のほうで水を配ったもの、それは飲み水のほうに対応しておりますので、そちらが飲料水として配られたものになろうかと思えます。以上です。

○矢澤 分かりました。その辺のところの違いというのがちょっと分かんなかったんですけども、耐震性の井戸付貯水槽と、それからあと今回の防災用簡易井戸というのは違うということだということが今分かりました。あと、市の管理しているものの以外で防災のときに使えるような井戸というのは市内にあるんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 一般の家庭のほうで掘られている井戸、これが災害協力井戸という形で市内に29か所ほどございます。以上です。

○矢澤 では、協力してもらっているこの井戸については、市はどういう関わりを

持っているのか。いざというときに使わせてもらっただけじゃなくて、日常的な管理とか支援とか何かで関わるということのはあるんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 まず、3年に1度水質検査のほうを実施させていただいております。こちらで安全性を確認させていただいて、市のホームページ、こちらのほうにいざ災害があった際に使える井戸ということで御案内を差し上げているところですよ。以上です。

○矢澤 先ほどもお話があったんですけども、この整備が田中とか柏の葉とか北部エリアに多いんですけども、これまでのところは23件とか今年度10件とか何かあるから、これは全市的に満遍なくあると、整備しているということですよ。以上です。

○次長兼防災安全課長 先ほど御案内しました令和7年度の4か所、これは7年度中に工事するものを平準化で早期に発注するというので今回議案上程させていただいておりますけれども、その工事の一部で一本の工事として出すものを北部まとめたものが4か所ということになりますので、令和7年ほかにも南部のほうの地域の小中学校のほうにも設置をさせていただく予定、今まで設置したものも市域全域を満遍なく網羅しているという形になっております。

○矢澤 分かりました。以上です。

○永山 よろしく申し上げます。近隣センターの光熱費の増額ということで520万円ということが出ておりますが、もともとは幾らだったのでしょうか。

○市民活動支援課統括リーダー 当初予算につきましては、全ての近隣センターを合計して6,400万を計上しておりました。以上です。

○永山 そうすると、6,400万円に達して520万円を足すとなると結構な増額だと思います。今年というか、ガスとか電気代って去年から高かったと思うので、最初から、ごめんなさい、言葉選ばずに言えばちょっと見積りが甘かったのかなと思うんですが、来年度以降とかはどうされるおつもりなんですか。

○市民活動支援課統括リーダー 今年度のまず予算不足見込みになった理由としては、例年予算の積算についてはその年の上半期、4月から9月の支払い実績を基に積算を行っているところなんですけれども、今年度の予算、昨年の令和5年の9月に積算した時点と比べて、国の電気、ガスの支援金、こちらが今年度に入って減額になったことと、あと電気料金のうち再生可能エネルギーの発電促進賦課金、こちらが令和5年度と令和6年度と比べると約2倍ぐらいに引き上げられたということが原因となっております。来年度につきましてもこういった動向を踏まえて、適切な積算をしていきたいと思っております。以上です。

○永山 御説明ありがとうございます。すみません。ちょっと生意気言いました。失礼しました。

ちょっと関連してなんですけど、冷暖房費抑えとか、環境とかのために断熱化とかも考えられると思うんですけど、その辺は今考えていらっしゃるんでしょうか。

○市民活動支援課統括リーダー 各近隣センターの保全の工事、また改修の工事な

どに併せて、そういったエネルギーの低減のための取組を進めていきたいと思います。以上です。

○永山 承知しました。以上です。ありがとうございました。

○渡部 私からも簡易井戸のことについてちょっと伺いたいと思います。地域防災計画を見ると、いろんな種類が出てきます。例えば飲料水ですと井戸付貯水装置、耐震性貯水槽、この何か違いがどういうものなのかなというのが分からなかったもので、これちょっと御説明いただけますか。

○次長兼防災安全課長 まず、耐震性貯水槽、こちらは水道管から直接つながっている上水道をもとにしたものになりますので、飲料に対応しているというものになります。井戸付きの貯水装置、こちらのほうが井戸になりますね。こちらのほうは飲み水のほうにも対応している井戸になります。先ほど御案内いたしました防災用簡易井戸、こちらにつきましては生活用水という形になります。

○渡部 災害のときは、飲料水、飲み水、これがどこでも非常に課題かなと思います。主に生活用水の場合は、例えば洗濯ですとか、どういうふうにあれなのか。防災用の簡易井戸のほうが23か所で多いわけですね。本来だったら、やはり飲料水の今の井戸付貯水装置ですとか耐震性の貯水槽、こちらのほうをもっと計画を持って増やす必要があるのではないかなとちょっと思ったんですけども、防災用簡易井戸の場合の主な使い道というのはどういうことを想定しているのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 まず、水洗トイレ、こちらのほうが結構な水使いますので、小学校には上下水道局のほうで設置しておりますマンホールトイレ、こういったものも御用意をさせていただいています。このトイレの流す水というところも想定して井戸のほうの設置を推進しているということになります。また、飲料水のほうにつきましては、市内にございます水源地、これも上下水道局のほうで所管しているものになりますが、こちらのほうでも水の配付をしておりますので、こちらを飲料用の水として御使用いただくということも可能でございます。以上です。

○渡部 そうすると、この防災用の簡易井戸というのは、直接市民がその水をもらいに行ったりとかいうことはあまり想定していなく、今言ったようなトイレですとか、そういう公のほうを使うということを想定しているということなんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 御家庭のトイレも水がないと流せませんので、それはビニール袋なり、備蓄で御用意しているものがございますので、そういったものを使って自宅に持ち運んでいただきましてトイレの水を流していただくと、そういう想定もしております。以上です。

○渡部 大体水が供給されないときって、まず飲料水が一番大変で、トイレに流すのをそういう防災用のところから行って持ち運びってするかなって、できるかなってちょっと思いました。そういうときは飲料じゃない給水車とか、そういうほうが現実的ではないかなと思いました。それで、飲料水についても民間協定で井戸がある。それと、生活用水についても災害用井戸の協力の家がある。これをもっと増やしていく必要があるんじゃないかと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○次長兼防災安全課長 まず、水道、浄水の飲み水のほう、こちらにつきましては水道局のほうと協議しながら、配付できる位置を増やしていくということに取り組めるかどうか検討する余地があるかなというふうに思います。あと、生活用水につきましてもできるだけ多くということで、今現在簡易井戸のほうの設置を進めておりますけれども、残り約20か所程度の小中学校、これが終われば市内全域の小中学校設置されますし、それ以外にも青少年センターがあった場所であるとか、大堀川の防災公園であるとか、いろんなところに設置を推進させていただいておりますので、そういったところを活用しながら災害乗り切っていただければと思います。以上です。

○渡部 もちろん新たに設置するというのも大事だと思いますし、今現在井戸水を持っているお宅との協力関係を進めていく、これも当然必要だと思うんです。ただ、そのときに柏市の補助制度というのがもしかしたら、いろいろ調べました、あまりないんじゃないかなってちょっと思ったんですね。いろんな自治体を調べますと、例えば自主防災組織ですとか福祉施設ですとか掘削するとき、あとはその維持管理とか、市が補助を出しているというところは結構見ました。それと、飲み水にするには、やはり検査を基本しなければなりませんね。自分のところは検査しないで飲んでいる人もいるかもしれませんが、基本飲料水の場合は検査が必要です。検査費用が恐らく1万とか2万とかかかるのかしら、そういった検査費用を自治体が持って積極的に飲み水、生活用水に対応していくという方向性も必要じゃないかなと思うんですけれども、現在防災のほうではそういった民間に対する補助、支援ということについては何か検討されていることがあるでしょうか。

○次長兼防災安全課長 先ほど御案内しました災害用井戸の協力をいただいている御家庭なんですけれども、この事業を実施しましたのが平成9年度から実施をいたしまして、その後令和2年にホームページのほうへ公表していくということで、もともと登録のあった方々に対して掲載してよろしいかということでお問合せをさせていただきました。その中で、他人に住所が知れてしまうことを気にされて、多くの方が井戸の登録をやめられたという経緯がございます。そういったところを能登半島地震等を踏まえてもう一度アピールしながら、再度そういったものを募っていくというようなことも検討していかなければいけないのかなというふうに考えているところです。以上です。

○渡部 今の件に関しては、遠いところまで行くということは多分あまりないと思うんですね。だから、そのコミュニティエリアごとに例えばそういう情報があるとか、ホームページで全市的に公開するというのではなく、その公開の方法もいろいろあるんじゃないかなと思いますので、ぜひ協力してくださる方のところには柏市としての何らかの支援なり、あと協力をお願いするに当たっての方法とか、それはぜひ検討していただきたいと思います。やはり本当に大規模災害になったときに、まず一番困るのはこの水の関係だと思いますので、そこは積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、補正予算の中のトイレカーについてなんですけども、本会議でも結構議論になっていました。トイレカー設置すべきということを私どもも求めてきたところなんですけども、まずそもそもトイレカーとトイレトレーラー、この違いと、なぜ今回柏市がトイレカーの選定をしたのかというところから御説明いただきたいと思います。

○次長兼防災安全課長 まず、トイレカー、今回上程させていただいているトイレカーでございますが、こちらは通常のトラックの荷台の部分がトイレを備え付けたものということで、自走式の車ということになります。トイレトレーラーにつきましては、トイレの部分だけ単体で部屋を作ったものを通常の車で牽引して運搬するというものになります。こちらのトイレトレーラーにつきましては、それ専用の運転免許証が必要だという条件がついてまいります。ですので、職員の中で牽引式の免許の取得を推進していかなくちゃいけないということがちょっとネックになるかなというところもございまして、自走式で運転ができるトラック、こちらのほうを選定したところでございます。以上です。

○渡部 それ以外のことで、例えばその大きさですとか、トイレの大きさですね。それと、災害の現場に行ったときの例えば使いやすさ、利便性、あとランニングコストですとか、あとは整備費ですとか車検とか、いろいろもしかすると違いがあるのかなと思いますけども、そういったところもトータルで考えて今回の判断になったということでしょうか。何か大きくやっぱり違いがあって、ここはちょっと経費的に大変だなとか、そんな検討をもしなさっていたら、その辺も紹介してください。

○次長兼防災安全課長 先ほど御案内した牽引するトイレトレーラー、こちらのほうの牽引する車、こちらのほうも併せて購入が必要になろうかと思うんですけれども、こちらに対しては今回採択していこうと思っている緊急防災・減災事業債というものを採用して購入を進めていこうと思っておりますけれども、この採択要件に合致しないということで、これは一般財源で手当てをしていかなくちゃいけないということにもなってくるので、特定財源が見込めないというところもございましたので、併せて今回はトイレカーという形で考えたというところになります。以上です。

○渡部 その後の維持管理の点では差があるんでしょうか、あまりないんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 トイレの使用に関しては、便槽に汚物をためて、それを処分するということでの経費、こちらについてはあまり大差がないということになるかと思います。そのほかのところでは、車検のほうになってくるかと思うんですけれども、車検は通常のトラックの車検と同じ経費になってくるかと思いますので、そこもあまり差は出てこないかなというふうに考えております。以上です。

○渡部 多分君津市なんかはトイレトレーラーのほうだったと思います。いろいろ見ると、トイレトレーラーのほうが最初はすごくネットなんかでもヒットしていたような気がしました。本会議でも出ていましたけども、市民とか企業から寄附を募って設置をしている自治体も多くあります。これは改めてちょっと伺いたいと思い

ますけれども、そういった広く寄附をもらってこの車を設置しようということは検討はされなかったんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 まず、今回、先ほども財源のほうの御案内を差し上げましたけれども、緊防債のところでの緊急防災・減災事業債、こちらのほうが全て100%起債が起こせるもので、7割が交付税のほうの対象になってくるということで、割合充当率のいいものを使っていこうということで考えておりますので、トイレトレーラー、先ほども御案内したとおり、車の部分については財源の手当てができないということで恐らくファンドを使って進めていくということについては、その団体名が……助けあいジャパンのほうで……。

○危機管理部長 総合的に判断をさせていただいたというのは、1つは先ほど言ったように交付金の活用が牽引する多分ワンボックスとかになると思うんですけど、そういったところがまずその交付金では使えないということと、それから仕様についてはほぼほぼ同じ、維持管理もそうですけれども、同じだったということで、今回はトラックの形のトイレカーを採用したと。今御案内しました助けあいジャパンというのがこのトイレトレーラー、この間古川議員が品川区でトイレカーを入れているよということで、それ助けあいジャパンでやっぱりやっているんで、ちょっと状況が変わってきてしまったんですけど、当初我々が検討していたときにはトイレトレーラーしかなかったんですね。それが助けあいジャパンで、そこを通さなければいけないということが1つあったこと、トイレトレーラーですけれども、それが1つ。それから、トイレトレーラーを購入するに当たっては、クラウドファンディングを使いなさいという条件があると。それから、助けあいジャパンが主になって、例えば今回の能登半島の地震のときに災害派遣をするのは、ゴーサインというか、出したのがその助けあいジャパンなんですね。君津市なんかは、年末にトイレトレーラーが購入されまして、1月1日に能登半島地震が起きて、すぐに派遣してくださいと。当時23か所、自治体で持っていたんで、それがみんな能登半島のほうに行ったんですね。帰ってきたのはいつかという、8月末ぐらいなんですよ。要は自分のところで購入していたものが、これは助け合いなんで、当然ながらいいことではあるんですけど、自分のとこで購入したものが一切見ていない状態で能登に行ったまんまという状況もありましたんで、そういったところもあるということで、我々はちょっといろいろ考えて、トイレカーもあるということが分かりましたんで、そういった選択をしたということでもあります。以上です。

○渡部 いろんな状況とか分かりました。別に助けあいジャパンを通さなくとも、実際には今言ったクラウドファンディングですか、それを広く呼びかけて、こういうことをやろうと思っているんですというののアピールにはなったんじゃないかなという気がちょっとしました。

○危機管理部長 確かにクラウドファンディングでやるというのは、非常にいいことだとは思っています。実際に7割しか交付金が出ないんで、残りの3割、自主財源、一般財源になるところはクラウドファンディングというのも考えられると思う

んですけれども、今回はなるべく早く入れなきゃいけないということで、今回なぜこの議会に出したかというところもありますんで、クラウドファンディングだとその残りの金額が集まるかどうかというところもあるし、それとそういった御協力いただいた方にはやっぱり名前を載せたいというところは当然あるでしょうから、その辺のデザインだとか、そういったところもやっぱり考えて、実際大変申し訳ないんですけど、実は今回出したというのは1つ、納入まで約1年かかってしまうというところがあったんで、その間にクラウドファンディングをやればいいんじゃないかという御意見もあるかと思うんですけど、そういったところの総合的な判断で今回はトイレカーで、しかもクラウドファンディングは使わない、交付金で、残りの3割は一般財源という形で対応したいというふうに考えて、今回の上程に至ったところです。以上です。

○渡部 本会議の質疑の中で1点ちょっと気になったのは、通常は消防のほうに置いてもらうんですかね。火災現場で、火災の現場に消防職員が行ったときのそのトイレというような何か説明もあったような気がして、そんなに実際に長時間ということは今まで、消防が火災現場に出動したときにトイレで非常に困ってとか、火災が長期化したとき、消火までに長期化したときに実際にじゃそういうことがこれまでも結構あったのかなと。それで、本会議での答弁だったのかなってちょっと思ってたんですけど、その辺は説明していただけますか。

○消防局長 大体年間に今年ですと60件の火災が発生しております。その中で、長時間にわたる活動というのは正直数件程度だということなんですけれども、今消防隊員のほうも女性もいますし、火災現場でトイレというのは最近ではやっぱり問題になってきているというところで、今回危機管理部のほうでトイレカーを購入するというところで、大規模な災害がないときは消防でちょっと貸していただけないかというところで、こういったお話になった次第でございます。以上です。

○渡部 通常想定していればその災害のとき以外やはり有効活用されたいと思います。それはいろんなイベントとかですね。そうすると、日常的に出動というか、出るときは、まずは消防職員が運転をするということの前提なんでしょうか。

○危機管理部長 決して軽トラックのほうが災害に行かないということではまずありません。実際に2台所有しますんで、2台ともそういったところがあれば当然ながら行くという形で、ただふだん使いとしては、4トントラックについてはやはり大きさも大きさなんで、例えば狭隘な道路のところというわけにはいかないんで、そういったところの稼働性があるものということで今回は2台という選定をさせていただいて、イベントについてはそういったものは大きなトラックで、例えば小さい町会のお祭りだとかで貸してほしいとか、展示してほしいというのであれば、例えばこういったときは軽トラックの災害トイレカーが出動するとか、そういったことは考えて、ただまだ運用はしっかりできていないんで、運用をこれからつくって、そういったところも踏まえて検証していきたいとは思っております。以上です。

○渡部 ぜひ市民に大いにアピールしていただきたいなと思います。

最後に、補正予算でマイナンバーカードについても1点お伺いしたいと思います。
今回事業費が320万、債務負担行為で2,266万、これは全て柏市の単独費になるのでしょうか。

○市民課長　今回補正予算で計上させていただいた費用のうち、債務負担行為の2,266万5,000円分が国の補助対象となっております。以上でございます。

○渡部　あと、出張所及び駅前行政サービスセンターへ端末を増設、この端末の費用と財源はどうなるのでしょうか。

○市民課長　こちらは自主財源となります。以上です。

○渡部　その金額は。端末の金額。

○市民課長　端末の金額は、11台設置いたしまして320万4,000円、こちらが全て自主財源となります。以上でございます。

○内田　それでは、議案第10号の補正予算案の本委員会所管分についてお尋ねをいたします。マイナンバーカードの交付事務委託の関連の債務負担行為の設定についてでございますけれども、マイナンバーカード、今セキュリティーの問題とかマイナ保険証の問題とかで信頼というところが少し揺らいでいるのかなという思いはありますが、このマイナンバーカードは今回更新に係る人員の配置にということなんです、そもそも更新をされる方の人数というのは、ほぼ全員と見込んでいるのか、少し減少と見込んでいるのか、教えてください。

○市民課長　今回の補正予算につきましては、委員御指摘のとおり、マイナンバーカードの大人の方は10年で更新となりまして、18歳未満の方は5年で更新となります。あわせて、電子証明書というパスワードにつきましては、18歳未満の方も大人の方も5年更新となります。これらの手続の件数が現在見込みとしまして令和6年度4万5,000件近く予定しているんですが、来年度が12万3,000件ぐらいを想定しております。かなりのお客様が窓口にいらっしゃるということを踏まえて、窓口の体制を強化しているというところでございます。御質問の更新につきましては、原則として皆様更新いただいているという認識でございます。以上です。

○内田　それで、マイナンバーカード更新の際のシステム上のセキュリティーの管理というのは何か課題がありますか。

○市民課長　まず、更新の手続につきましては、当然御本人様と職員のみで対応させていただいております。周りの来庁者の方には見えないような角度からしっかりと手続できるようにセキュリティーには万全の体制を取っております。以上でございます。

○内田　システムも含めて、更新の際のセキュリティーには十分留意していただきたいと思います。

それで、今度は委託に関してでございますけれども、職員の種別が3種別になると思うんですね、正規職員と会計年度任用職員と今回委託で補う職員と。この3種の職員の職種による業務範囲というのは、どういうふうに分かれるのでしょうか。

○市民課長　今回委託をかけて、そこで働いていただく委託の従事職員の人たちに

業務が回りませんので、そこは受託側が留意して取り組むべきものと認識しております。以上です。

○内田 その辺については、しっかり受託事業者のほうにお願いをしていただいて、正規職員も会計年度職員も委託職員も気持ちよく勤務できるようにしていただきたいと。ただ、私自身は、マイナンバーカードのこれは推進政策にもつながりますので、ほかの補正予算の事務については賛同できるところですが、マイナンバーカードの更新に係る事務委託の債務負担行為に対してがちょっと慎重な立場を取らざるを得ないかなというふうに思います。以上をもちまして私の議案第1区分の質疑を終わります。ありがとうございました。

○山田 安定した財源の確保ということでございます。前段議論もありましたけれども、私たちもこのトイレカーにしても全てに対応した整備とか、そういうことを非常に望むわけですが、今議論の中でクラウドファンディングとかいろんな話が出たけども、しっかり対応できる範疇を網羅した上で、現場、状況に即した運営をしていくと、こういう確認はできたんですけども、ただこれ今度の10号と16号で財源が財政調整基金を構成に活用するというようなことで聞いて、これを一般財源としているんですけども、その先いろいろ仕掛けがあるんだと思うんですけど、その理由について。

○財政課長 ただいま御指摘いただきましたとおり、今回の補正予算、招集日に上程させていただいた議案と昨日上程させていただいた議案、いずれの補正予算でも一般財源として財政調整基金を活用させていただくという内容になっております。補正予算につきましては、例年繰越金を一般財源として充てていく、活用していくという形を取っております。令和6年度につきましては、補正予算に活用できる一般財源約10億3,500万円ほどございました。こちらの財源をもとに6月補正から9月補正、また前回選挙もございましたけれども、その補正まで補正財源としてこの10億3,500万円活用してまいりましたが、11月補正、今回の補正を組む前の残額が約1億1,600万円という状況でございました。今回初日に上程させていただいた補正と、あとは昨日上程させていただいた給与改定の補正まで含めまして、一般財源としては約7億4,700万円ほど必要となる見込みというところがございましたので、その差額分については繰越金ではなく、財政調整基金を活用させていただくという形を取りました。なお、例年ですと、年度末に当たります第1回の定例会の議会に当該年度中、今年度、6年度になりますけれども、6年度中の事業の執行状況に合わせた精算等を含む補正予算を提出させていただいております。この中で、本年度活用する一般財源については、実際に執行する見込みに合わせて精査、事業執行が少なかった場合は減額補正するですとかいうところもございます。また、その補正の後でも令和6年度の決算処理、年度が替わって5月末で締めて行いますけれども、そちらの処理のときにも収支の見込みを見極めまして、実際に基金からの繰入れを行うのかどうかということは精査させていただくという形を取りますけれども、今回補正予算計上させていただくに当たりましては、一旦財政調整基金から繰り入れて一般

財源を活用させていただいたというところでございます。以上になります。

○山田 本当に財政見通ししっかりやられていることはよく分かりました。ただ、そこまでおっしゃるんだったら、今年度の普通交付税は既にもう入っているんだと思うんですけれども、当初予算計上額に対してはどうなっているんでしょうかね。

○財政課長 普通交付税につきましては、当初予算計上額50億円でしたけれども、算定事務終わっておりまして、64億9,000万円ほど交付されるということで決まっております。以上になります。

○山田 今計算しますね。64億9,000万。そうすると、活用できる一般財源は、算定額と当初予算計上との差額14億9,000万でいいんでしょうかね。

○財政課長 差引きしますとそのとおりでございます。

○山田 それだったら、今回のときにもう計上しておいちゃってもよかったんじゃないかと思うのと、もう一点、今後どういうふうにして活用していくか、そこまで教えてくださいますか。

○財政課長 確かに14億9,000万円ほど一般財源として活用できるという財源出たというところではございますが、こちらにつきましては次回の令和7年第1回の定例会の補正予算で計上させていただきたいというふうに考えております。また、先日国のほうで補正予算のほうが国会のほうに提出されるということで今審議されているかと思うんですけれども、そちらのほうで普通交付税については追加交付があるということで情報が入ってきております。こちらの金額については、まだ現在詳細はつきり分かってはいないんですけれども、こちらの追加交付額と合わせまして次回の2月補正のほうに予算計上できればというふうに考えているというところでございます。以上です。

○山田 ありがとうございます。1.0になるか、2.0になるか、この事業の進捗、推移を十分私たちも見極めたいと思いますし、本当に苦勞なされている財源確保、これしっかりやっていただきたいと思います。コメントはどうでしょう。

○財政課長 財源の確保につきましては、事業の実施に当たりましては必須になりますので、そちらのほう確実に確保しながら、事業を進められるように努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○塚本 よろしくお願いたします。ちょっと財政にお伺いしたいんですけれども、今回債務負担行為は全部で何件補正で設定されているんでしょうか。10点ですかね。

○財政課長 今回一般会計、あと下水道事業会計含めまして、全部で12件になります。以上です。

○塚本 特別会計含めるとその金額になると思います。その債務負担行為の設定の目的は、どれも工事発注の平準化が目的なんでしょうか。

○財政課長 工事負担の平準化ということが主な目的というところではございます。以上です。

○塚本 ありがとうございます。ちょっとトイレカーのことでお伺いしたいんですけれども、先ほど来本会議も含めていろいろ答弁いただいて、1年くらい納入に時

間がかかるということだったんですけども、これ補正の金額、具体的な金額を設定しないで債務負担行為を設定した理由というのをちょっともう一度お聞かせください。

○財政課長　今回トイレカーの購入につきまして、工事負担のこちらは平準化ではないんですけども、債務負担設定させていただいたところです。トイレカーにつきましては、令和7年度中の購入といいますか、納車を考えているというところなんですけれども、車両自体特殊な車両であるということ、あとは能登半島地震を受けまして、多くの自治体で購入の動きがあるというようなことなども踏まえまして、令和7年度を待たずに発注ですとか契約といったことを進めるというために、今回は補正予算で債務負担の設定というのをさせていただいたというところでございます。以上になります。

○塚本　ありがとうございます。ちょっと確認なんですが、トイレカーの契約は、メーカーの選定とか契約とかはどういう感じになっているんでしょうか。入札で決めるんですか、随契、そこを含めて。

○次長兼契約課長　今のところ実際に取り扱う車種及びその業者について競争性が働くものなのか、そこら辺を今精査する状況にあります。ただ、この場でまだ結論出ていませんので、随契になるのか、入札になるのかというお答えはちょっと差し控えたいと思います。以上です。

○塚本　分かりました。そういうのも含めて債務負担行為を設定して、先に取り組もうという趣旨はよく分かりました。配備されるのが消防ということで、先ほど消防局長から年間60件くらいの火災のうち、長時間にわたるのが数件ぐらいしかないということだったんですけども、その数件のときって今までどうされていたんですか、トイレは。

○消防局長　近くの消防署ですとか、昼間であれば近隣センター、役所の施設、夜間であればコンビニを借りたりとかということで苦慮していたというところでございます。以上です。

○塚本　ありがとうございます。今回トイレカーが消防に配備されるって聞いて、みんな何でかなと思ったと思うんですけど、背後にそういう理由があったというのは自分たちも本当に初めて気づかされたと思いますので、火災現場で一刻一秒を争うときもやっぱり生理現象ってあると思いますし、女性の消防職員も今増えていますので、本当に必要なことだと思いますので、ぜひしっかり消防でも活用していただきたいと思います。以上です。

○委員長　ほかにございませんか。――なければ質疑を終結いたします。
これより順次採決いたします。

○委員長　まず、議案第10号、令和6年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第10号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第16号、令和6年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第16号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。

ここで暫時休憩をしてまいりたいと思います。

午後 1時59分休憩

○

午後 2時 9分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第1号、柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号、柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、柏市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定についての5議案を一括して議題といたします。

本5議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 よろしくお願ひします。まず、議案第1号、定数条例の一部改正についてです。こちらまずは学童保育課が移管するということで、こどもルームと学校と連携取っていくということに対しては非常に期待しております。先日の本会議での平野議員へのこども部長の答弁の中で、17時まではこどもルームと子ども教室を一体化して、それ以降はこどもルームだけで運営するというふうな答弁があったと記憶しています。この17時になったときのルールというのをもう一度確認したいんですが、まず放課後子ども教室、居場所型と体験型に来ている方、この子供たちはルームには行けないということですのでまずは合っていますでしょうか。

○学童保育課長 今委員からありました件ですが、スキームとして今学童保育、放課後から夜7時まで運営させていただいております。学童保育というのは、基本的に保護者の就労によって昼間うちに帰っても保育する人がいないというところが

一定の条件になっております。その中で待機児童が多く発生しております。また、全ての居場所の請願も採択された中で、どのようにこれを推進していくかというところで、まずはイメージとしては7時までの通常どおりの運営は就労を必要としている児童の保育で、5時までについては就労をしている方もしていない方も全ての世帯のお子さんをお預かりするという形で運営していきたいと思っております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。その場合は、その場所というのはこどもルームと、あと居場所型の場所、両方を行き来してもいいという状態なんでしょうか。

○学童保育課長 委員おっしゃるとおりです。ただ、現状今始まり出しましたモデルやっています放課後子ども教室と学童保育、こどもルームというのは、現状だと責任の問題とかいろいろありまして、行き来ができるのは、ルームの子だけが放課後子ども教室に行くというのはできますが、放課後子ども教室に行っている子がルームに来るというのはできないようになっているので、これを一体的にやることによって所管を1つにして、責任持ってお預かりする体制を整えたいと思っております。以上です。

○若狭 なるほど、ありがとうございます。先日高柳小学校のほうを視察させていただきましたけども、居場所型のほうにいらっしゃる方の出欠確認というところは、ボランティアの方が手書きのリストみたいなので管理されていたんですけども、それは今後も続く予定なのか、それともルームのようにピッてICカードでやるあのシステムでやっていく予定なのかというのは何かありますでしょうか。

○学童保育課長 今高柳という一つのモデルをやっているもので、あのようなやり方をさせていただいておりますが、やはり親御さんもその点では心配な面もあると思いますので、もし一体運営ができるようになれば学童保育のスキームを経験値も含めて取り入れて、保護者の皆様に安心して就労していただけるようにしたいと思っております。以上です。

○若狭 そうすると、居場所型のほうに行っている児童とルームのほうに行っている児童を管理していくのがなかなか結構大変かなというのはありますね。その課題を解決するには、ルームの支援員に結構負担も増えてきてしまうのではないかなというところがあります。それを考えると、やはりこどもルームの支援員のほう人数を増やしたりですとか、そういった強化しなければいけないところも出てくるかなというのは感じています。居場所型のボランティアさんのほうが居場所型が5時になったらルームのほうまで、もう終わったので、この子たちが帰りますみたいな、そういった連携が何か必要になってくると思いますので、その体制をしっかりと、責任の所在ですとか、その課題をクリアできるような体制にさせていただきたいというのが要望でございます。分かりました。1号に関しては以上でございます。

続きまして、2号の手数料条例の改正についての質問です。こちら本会議でも渡辺裕二議員からもございましたけども、渡辺裕二議員が資料要求している資料をちょっと見させていただきました。まず、この業務、住民票ですとか印鑑登録、課税

証明とか出すこの業務に関してかかっているコスト、そこを人件費と人件費以外のコストがあつて、それをちょっと計算させていただいたら、現状ではここにかかっている支出というのが約2億1,183万円ありますと。それに対して手数料収入1件300円というところで計算すると手数料収入というのが約9,800万円ほどで、となると差額の大体1億1,373万というのが市の負担しているこの業務に関する部分であるということです。これが今度300円から150円になるってなったときに、手数料収入が半分減るわけですね。令和7年度のコンビニでの想定件数というのも資料要求の中にありました。これでいくと、計算するとこの300円から150円になることで年間で約2,300万ほど手数料収入が減るということになるんですね。この分のコストというのは答弁の中では今後窓口に来る業務、混雑緩和があることで、今後その窓口の人員体制も見直していくことができるというメリットがあるということでした。確かにおっしゃるとおりだと思います。まず、この150円という設定の根拠というのは何かありますでしょうか。

○市民課長 150円の設定の根拠でございますけれども、これは受益者負担の観点から設定をさせていただいております。今回の手数料の中の実質的な費用がコンビニ交付率が25%だった場合に、住民票や印鑑証明書につきましては1件当たり約197円かかると想定しております。そのうちJ-LIS、国の外郭団体に払う委託料が1件当たり117円ございます。そこにシステム賃借料が約80円費用がかかっているというところで、25%の段階で197円ということになりますので、コンビニ交付が交付率が伸びれば伸びるほどシステム賃借料の1件当たりの金額が下がってまいりますので、今回設定した150円に近づいていくという認識で設定させていただきました。以上でございます。

○若狭 ありがとうございます。分かりました。この根拠の部分というのがしっかり説明できるのであれば、市民サービスとしては金額も下がりますし、コンビニ交付ができるというところでよいのかなと思っていました。手数料とかが上がるといふときとかは、やはり増額するとかって言ったら必ずそういった根拠とか計算というのが必要になってきます。一方で減額するときも今のとおり根拠というところがしっかりと説明ができるような状態が構築されていないと、やっぱり市民の方も納得しないというところがあると思いますので、この辺はしっかり今おっしゃっていただいているとおりだと認識しましたので、承知いたしました。2号については以上です。

その次、第14号ですね。14号、特別職の報酬についての議案ですね。こちらは私は反対の立場であります。理由としましては、物価高騰とか市民生活の負担を考えると、特別職の報酬というのは今上げるべきではないというところでという、そういう考えです。特別職報酬等審議会、昨年6年ぶりに開催されました。ちなみに、この次の開催予定みたいなものというのは何か決まっているのでしょうか。

○給与厚生室長 次の特別職報酬等審議会の予定なんですけれども、現時点ではつきり決まっているものはございません。以上です

○若狭 分かりました。前回の審議会のほうでは、今後も毎年人事院勧告に倣って特別職の報酬も一般職の職員と同じように上げていくというような、そういった答申があったんでしょうか。

○給与厚生室長 審議会の諮問の対象なんですけれども、そちらのほうに期末手当が対象外となっておりまして、報酬や給与月額等のいわゆる本給の部分でしょうか、こちらのほうが審議会のほうの対象になっておりまして、市の財政状況の見通しですとか人事院勧告の状況ですとか物価ですとか、そういったようなことを併せまして適切な時期にまた開催するということによって去年の審議会のほうから意見が出されております。以上でございます。

○若狭 ありがとうございます。適正な時期にということでありますけれども、この審議会に関してですけれども、京都市、西宮市、あと新潟市などは毎年開催しているんですね。他市のこういった先進事例に倣って、毎年開催してもよいのではないかなって考えております。毎年12月にはこの内容というのは審議する議案ですので、ぜひ連続開催も検討いただきたいなというふうに考えています。これは要望です。第2区分に關しての私からの質問は以上です。

○矢澤 それでは、第1号の職員定数条例の改正のことですけれども、学童保育課の組織移管の件です。本会議でもいろいろ論議ありましたけれども、こどもルーム事業というのは5時から、それから放課後から5時までは放課後子ども教室とこどもルームが一体化する。そして、その事業と、こどもルームの7時まで全てを一体として民間委託していく方法だということによってよいでしょうか。

○学童保育課長 民間委託については、現在検討中でございまして、委託を決定してはおりません。以上です。

○矢澤 ただ、この間の総合教育会議で話されまして、そこで出されていたところについては、公設公営から公設民営だと、委託化することで様々な問題解決するという非常にびっくりマークまでついている中身で書かれているので、こういう方向性で進めているというふうに私は取ったんですけれども、違うんでしょうか。

○学童保育課長 放課後子ども教室と学童保育の待機児童解消を持続的、継続的にやっていく上では、現在支援員の担い手不足、確保の困難さもありますので、その点を踏まえる中で検討している最中でございます。以上です。

○矢澤 その民間委託のことについてはちょっとまた後で聞きますけれども、こどもルーム、これは厚生労働省の運営指針がきちんとあってやられているものだと思いますので、放課後子ども教室とは性格違うものなんですけれども、これを一体化して、特に学童の指針あるその事業、こういうところがこれまでやってきた取組が本当に内容的にも維持ができるというふうに考えるのは私はちょっと困難があると思っていますんですけれども、どのようにお考えですか。

○学童保育課長 こどもルーム、放課後健全育成事業をなくすつもりはございません。まず、国のほうの文科省、こども家庭庁からも放課後児童対策パッケージというものが出されておりまして、この中でも学校を徹底的に利用した中で放課後子ど

も教室と学童、こどもルームを一体型で推進していきなさいという指針も出ているところです。また、今まで培っている学童保育の様々な知識もそこに踏襲しながら、安全にお子さんを放課後の居場所として、受皿の一つとして確保していきたいと考えております。以上です。

○矢澤 待機児童を解消しなくちゃいけないということは本当に大きな課題だと思うんですけども、本来施設を拡充する、そして人員を確保する、そしてきちんと放課後の子供の生活を、これまでやってきたこどもルームのこの事業をきちんと進めていくと。保護者に不安を持たれないように、また働きやすいようにということに取り組んでいくべきものですが、何かそういうところの本来行政がやる責任、これを果たさない形で、待機児童をなくすことだけを最大の目標にしているんじゃないかなんて、ちょっと言葉悪いんですけども、そんなふうに言われたらどのようにお答えになりますか。

○学童保育課長 まず、昨年までは待機児童40名程度だったわけです。それが今年度入って130名を超える待機児童、地域差もありますが、かなり右肩上がりで学童の需要というのが増えておりまして、まさにこの待機児童を解消するというのは喫緊の課題だと思っております。また、保護者からもなぜうちの子が入れないんですかと、なぜ受皿になってくれないんですかと、会社を辞めればいいんですかというようなものがあると、やはりここは学校というのは子供が一日かけているところですから、親も安全な場所だと認識していると思っております。その中でこういう事業を展開していく中で、お子さんの安全と保護者のニーズと多様化する様々なものをクリアしたいと考えております。以上です。

○矢澤 学童の一体化するような、こういう取組を例えば進めたとしても、学童で生活している子供たち、これをしっかり見ていくということでのこれまであった指針、そしてまた一定の決まりがあるわけですが、それは維持されるというふうに考えているのでしょうか。

○学童保育課長 そのとおりでございます。以上です。

○矢澤 放課後子ども総合プラン運営委員会とこれまで話し合いをしてきたと思うんですけども、その中での論議でこれが進んでいったら、今まで放課後子ども教室の場合は無料で参加できた。それを有料というかな、保護者負担を入れるということが論議されていて、それがいいのではないかというふうな意見が出ているんですけども、これまでのいわゆる無料でやっていた放課後子ども教室を今回の取組で有料にしていくという方向性はあるのでしょうか。

○学童保育課長 まず、他市の事例ですと放課後子ども教室って毎日やっているところばかりではないんですね。週1回ですとか2回ですとかというところもございます。私どものほうで先進市のほうを見たりしているところで、やはり毎日やっているところだとお子様にいろんなイベントを体験とかをさせたりとかする中で、あと安全面に配慮する等も考えますと、ある一定の費用負担はしていただいてもいいのかなと思うところで現在検討はしております。また、無料でやっている自治体

もございますが、その関係課や関係される方にお話をお聞きすると、やはり毎日同じことばかりやっていて、つまらないから放課後子ども教室には行きたくないということで結局学童、こどもルームのほうに飽和状態になるというような御意見も聞いておりますので、持続的、継続的に進めるためにもその辺も検討していきたいと考えております。以上です。

○矢澤 金額はちょっと分からないんですけども、これまでは放課後子ども教室は無料で、非常に緩やかな形の取組だったと思うんですね。それが幾らになるか、何百円か、1,000円か分かんないんですけども、お金を払うんだったら行くのやめようみたいな、そういう意見も出てくる可能性はあるんで、これについては保護者負担を入れるかどうかというのは、慎重に考えたほうがいいと思うんですけど、どうでしょうか。

○学童保育課長 委員のお話しいただいた件も踏まえて検討を進めてまいりたいと思います。以上です。

○矢澤 あと、放課後子ども教室というのは、ボランティアの人が頑張って参加してくれていたと思います。一部有料ボランティアもあると思うんですけども。総合プランの運営委員会の中でも、もしこれ民間に委託するとなると地域とのつながりが薄れるんじゃないかということで、まだ決まったわけじゃないというけども、その方向で大きく進んでいるように思えるんで、ちょっとそのことについての論議はさせてもらいたいと思うんですけども、地域とのつながりが薄れるんじゃないかというふうな不安があるんですけども、その辺どうでしょう。

○学童保育課長 今高柳でボランティアさん、地域の力でやっていただいておりますが、かなりこれ高柳というすごく地域性が左右するものだと思っておりまして、全校、全市にこれをボランティアだけで展開しようとするのは、私も以前地域に携わる職場にいまして、地域の限界を感じているところもあるので、なかなか難しいのかなと思っております。その中で、先ほど申しました放課後児童対策パッケージという中で、やはりここで地域をうまく使いながら、使うという表現はよろしくないんですかね、地域と共にこの事業を推進していきなさいというのもありますので、何らかの形で地域の皆様の力はお借りしようと考えておるところです。以上です。

○矢澤 これは委託との関係もあるんで、また伺いますけれども、高柳小の取組がモデルになっているというふうなことですけども、一般質問でも出ていましたけども、様々な場面での責任関係というのが出てくると思うんですね。こどもルームというのは、子供たちをしっかりと見ていくということで支援員さんたちが必要なことについてはきちんと見ると思うんですけども、放課後子ども教室に行った場合、この計画でいうと5時までですか。その取組に参加した場合は、ルームの子供とそうでない子供がもう一緒になっちゃっていると思うんですね。そのときに、じゃルームの子供たちだけを見るとか、あとそうじゃない人は別の見方をするのかって、ごっちゃになっている中でこれの子供たちをどうやって見るのかって、言葉硬く言っちゃうと管理というふうになっちゃうけども、その辺のことが曖昧になったり、先

ほど言った支援員さんたちの負担とか、そういうのが大きく問題になるんじゃないかというふうなことなんですけども。

○学童保育課長 若狭委員から先ほど御質問いただいたところでもお話しさせていただきましたが、学童保育のほうの経験値や様々なスキルを展開して一体的にやろうと思っていますので、分けて考えるというよりは、全てをだから一体的にやるというところで考えております。以上です。

○矢澤 そういう方向で考えるというふうなことだと言いましたけども、これから出されていることが教育総合会議でこういうふうな形でいきましょうというふうな形で出てしまっていますので、これはまだ決まっていけないよということで言われて、決まってから論議する、こういうことじゃなくて、きちんとその中身についても私は論議する必要があると思っています。それで、例えば先ほど言ったように民間委託という形になった場合は、これは指定管理者とか、それから民間委託等ありますけども、どのようなことを考えているんですか。

○学童保育課長 まだ指定管、民間委託というのは、どちらだということまでは考えてはおりませんが、ただ指定管理というのはどちらかということ、私の考えになりますが、自主事業において若干収益を上げられるようなものが指定管にそぐっているのかなと思うところがございます。この学童保育と放課後子ども教室の子供を主体として考えた取組に指定管理者制度というのがはまるのかなというの、は私の中でちょっと疑問に思っているところです。以上です。

○矢澤 分かりました。総合教育会議で出たこの中身が、今回これをもとにして移管すると、学童を教育委員会のほうに移管するということが出ていますよ。いい事業になるんだったら、もちろん大きくやってほしいとは思いますが、このことで本当にできるのか、よくなるのかということの問題についてちょっと確認させていただきたいというふうに思うんですけども、今確かに学童の問題では大変なことというのは、人材確保、様々な問題、大変なことあると思うんですけども、ここではもう公設から民営にいけば課題が解決できますよということで、この人材不足が解決できるというふうなことで書かれています。人材不足、今でも市で頑張っているけどもなかなか困難なのが民営化すると人材不足がもう解決しますよと、専用スタッフは充実しますよというふうなことが書かれている。これが本当に解決するような方向にいくのかどうかということなんですけども、こうやって出しているということは、これが本当に自信持ってこうなるということの理由をちょっと教えていただきたいんですけど。

○学童保育課長 私ども委員の今お手持ちの資料を出すまでに先進市などを視察させていただきました。その中で、そこで取り組んでいらっしゃる事業者とのヒアリングもさせていただいている中で、確かに単体で請け負った場合にはなかなか厳しい面がある。これは、定例議会においても若狭議員から御発言いただいたとおり、民間会社単体で市を請け負うとなかなか難しいところがあると聞いていますが、例えば近隣市、柏市を取り囲む我孫子市、流山市、松戸市のようなところの業者さん

がこれを受託された場合は、人員の不足をそのグループ間の中で補って調整できるというところで充足ができるということを聞いております。以上です。

○委員長 矢澤委員に申し上げます。当所管に即した質問でよろしくお願い申し上げます。

○矢澤 先ほど言ったんですけれども、これは移管をするということは、この中身を実現するために移管するということなんで、この中身のことについて確かめて判断しなくちゃいけないというふうなことなんです。ですから、こういうことをやるということに対して、だから組織移管するわけですから、それがどうなのかということについてやっぱり意見をするのは私は必要だと思っています。

人材不足のことを言ったんですけれども、早く民間委託した自治体では、例えば定数40人で2クラス、定数40人とかいうふうになっていて、2クラスで、ところが5月時点で152人もいたということが問題になったということも伺ったんです。そういうふうなこと、民間にやった場合はそういうことも起きてしまうという、その辺もやはりしっかり考えて、そしてこの方針を進めるんだったら進める、そういう必要があると思うんですけれども、どうでしょう。

○学童保育課長 すみません。その事例は私存じておりませんが、あくまでも放課後健全育成事業の中で配置基準、もしくは1人当たりの子供の面積というのは定められておりますので、柏市においてはそのようなことは今現在もございませんし、今後これを展開する上で仮に民間さんをお願いするようなことになったとしても、そこは柏市としてしっかりグリップしていくので、このような事例は起きないと思っております。以上です。

○矢澤 保育の質の問題で、これもこういうことができるというふうなことで書かれています。統制が取れた人員配置、そして経験を生かした充実した研修というふうなことなんですけれども、これはこういうことが民間に任せたら、今まで市で直営でやってきたことと違って民間にしたらどうしてこれができるというふうなことになるのか。いかがですか。

○学童保育課長 今自分たちでも公設公営、直営でやっておりますので、内部研修、外部研修などを年間40回以上行い、質の向上をかけております。ですが、最近の多様な児童の発育状況ですとか多様な保護者のニーズですとか、もしくは医療的ケア児をお預かりしなければならないですとかという点からしますと、正直申しまして今の会計年度任用職員、一定の研修を受けて資格は持っておりますが、だんだんそのスキルがやはり追いついていかなくなってきております。それは高齢化も含めてでございますが、その中でやはり専門性を持った民間さんであればそういう職員が配置されておりますので、その辺の力をお借りするというのは効果的なものになるんではないかと考えております。以上です。

○矢澤 そうなればいいというふうなことがあるかもしれませんが、例えば茨城県のほうの事例で支援員の不足、受け持った委託の会社が支援員の不足があって、自分のところの会社の支援だけじゃなくて、派遣で穴埋めをしていると。派遣

会社から日替わりで人が来るというふうな、そんなことも起こって、子供たちに対してこのように保育の質の確保とか、そんなことができないということも起こっているんですけども、柏市ではそういうようなことは起こらないという形での確信の下に進めているんでしょうか。

○学童保育課長 今でも支援員の人材不足に対して、私どものほうでも人材派遣会社をお願いをして支援員を補充していただいております。派遣会社が悪いとは私は思っておりません。いかに市役所として仕様書をきっちり作ってグリップしていくかというところが安全な保育をする上で大事なものだと思っておりますので、柏市でこれを展開する上では十分そこに注意をしながら取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○矢澤 ただ、これは派遣会社が決まったりしても、年によってこの会社が替わっていくというふうなことがあると思うんです。直営でやっている場合は、支援員さんたちが毎年いて、子供たちも安心していられるんですけども、それが会社が替わることによって人が替わる。そして、今言ったように足らなくなったら派遣から来るというふうなことがあったときに、子供たちが安心して生活できるようなルーム……

○委員長 矢澤委員に申し上げます。議案に外れた一般質問にちょっと近くなっているようなところがございますので、議案の質問でよろしくをお願いします。簡潔によろしくお願いします。

○矢澤 じゃ、簡潔にということで分かりました。ということで、子供たちに質のよい保育を、ルームを保障できない形になってしまうんじゃないかというふうなことで心配しています。どうでしょうか。

○学童保育課長 例えば委託したにしても、1つの業者が永遠にずっとこの事業を担っていくとは思っておりません。どこかで入替えがあるとは思っております。先進自治体視察した際にもその辺のところを聞いたところによると、やはり子供との信頼関係というところを大事にする上では今働いている支援員、保育士の皆さんを新しいところでマッチングすれば雇用していただくというような形で、安定的な運営に努めていると聞いております。また、横断的なやり方、こども基本法の中に総合的かつ一体的な提供のための体制整備ということで、これまで子供が必要とする施策の制度の壁や省庁の縦割りの壁など、そういうのが一つの障壁となって、なかなか子供に対する施策がうまくいかなかった面がありますが、これをこども基本法の中でもしっかりと一体的に取り組んでいきなさいというふうな明記されておりますので、それも踏まえてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○矢澤 運営委員会の中で、やっぱりこれ子供事業なんで、子供たちの声をしっかり聞いていこうという話が出ているんですけども、それはどのようにやろうと思っていますか。

○学童保育課長 何らかの形で子供、保護者の皆さんに御意見は聞かせていただこうと思っています。また、昨今柏市の小学校の中で部活が地域移行になっていく中

で、これまで部活が一つの放課後の受皿になっていた面もあるかと私は考えております。それが今過渡期ではございますが、そういう受皿が1つ失われた中でこの事業を展開していくというのは、先進市においても子供がみんな笑顔で、すごく満足度が高い中で過ごしているのを私見てきておりますので、柏市もそのような子供の笑顔が生まれるような施策を展開していきたいと考えております。以上です。

○矢澤 これは、組織移管して、部署を移管して、そして準備して、令和8年の4月からスタートするということに提起されているんですけども、具体的にあと1年ちょっとしかない中で、そのスケジュールといいますか、令和8年4月までのスケジュールどのようになっているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○学童保育課長 令和8年4月から展開したいと思っております。なので、委員から今いただきました保護者やお子さんからのどのような体験、どのような場所で過ごしたいかというようなニーズ調査や今うちで雇用させていただいています支援員たちへの説明などを踏まえながら、夏ぐらいまでにはある程度の形にしていかなければ令和8年のスタートというのは間に合わないのかなと思ってはいます。以上です。

○矢澤 それで、来年の8月というか、夏、来年の夏頃には民間さんにどうやって呼びかけるのか、中身はまた別なんですけども、一応委託業者を決めるとか、そういうふうなことは来年の夏にはもう行うというふうなことですか。

○学童保育課長 今のところそのように考えております。以上です。

○矢澤 それじゃ、いろいろお伺いしたんですけども、まだまだこの事業というのが内容的にも私は課題が多い内容だと思って、それを進めていくということについては今回この時点では賛成はできないということをちょっと表明しておきたいと思います。以上です。

○委員長 委員の皆さんにそれぞれ再度申し上げます。議案の審査に当たって質疑を行う際には、くれぐれも一般質問とはならないよう注意をお願いします。

○渡部 では、ただいまの1号議案から伺いたいと思います。今回は組織の改編です。これから保護者や子供のニーズ調査、それと支援員への説明とありました。今後この問題で議会に対してはどういったことが議案として出るのか。それと、今おっしゃった保護者、子供へのニーズ調査とか支援員への説明というのがいつぐらいに行う予定なのかをまずお示してください。

○学童保育課長 まず、この1号議案上程させていただいておりますので、今渡部委員からございました取組については、この議会の中で採択していただいた中で、それ以後に進めるものと考えております。以上です。

○渡部 当然そうだと思いますけども、議会に対して議案が出るかと思えます。ですから、こちらもそれに対して準備をする必要があると思いますので、今後議会にかける議案としてはどういったものになるのかということです。

○学童保育課長 仮に民間さんにお世話になる民間委託等々になる場合においては、債務負担等の議案を上程させていただくことにはなろうかと考えております。以上

です。

○**渡部** 分かりました。予算の中で債務負担として出てきて、それが私たちはまた議論をできる議会としての機会なのかなというふうに思いました。いろいろな課題については、今後それぞれの担当委員会でも、あとは通常の質問の中でもしっかりと議論できればいいと思います。この問題については、参考までに私この間隙間バイトアプリ取り上げてきましたけども、放課後の子ども教室、学童ルーム、民間が隙間バイトアプリを使っていて、議会で問題になったということはありますので、そういったことも今後市のほうでは注意深く注視していただきたいなというふうに思います。

次に、手数料条例なんですけれども、今も議論ありました。150円になることで柏市の収入としては減額になる。けども、今後いろいろなところで市民サービスがよくなることもあるということかなと思いました。それで、そもそもなぜこういう差をつけるのかなとちょっと思いました。その点について、今回150円に下げるその一番の理由について御説明いただきたいと思います。

○**市民課長** 今回の手数料の減額につきましては、柏市のデジタル化推進の取組の一つとしまして、市民の皆様が御自宅の近くのコンビニで証明書を取得できる環境を整えまして、行かない市役所を実現していきたいと、このように考えております。以上でございます。

○**渡部** 今までも行かない、書かない、待たないですか、これ自体が市民サービスなんだという議論だと思います。そうすると、コンビニでその利便を供用できるんだったら、むしろ下げなくてもいいんじゃないかなという議論も一方ではあるかと思えます。柏市としては、なるべく市民が市役所にそれは来ないでもいいですよという側面となるべく市役所に来ないでください、混雑しますよと、そういうことも言っているように思えてならないんですね。だから、本来の市民サービスといったら、やっぱり市民に対して丁寧な職員の人に対応することが市民サービスではないかと思えます。それで、例えば住民票を交付してもらう場合、住民票の場合は世帯全員の記載なのか、個人のものなのか、いろいろあると思います。窓口だったら丁寧に対応してもらえますけども、それがコンビニの窓口に行ったら市民が困ったとき、どうしたらいいのかなとかいう分からないとき、トラブルですね、そういったことは今までないんでしょうか。また、起きた場合はどういうふうに対応するんでしょうか。

○**市民課長** 現在もコンビニ交付のほう促進ということで、出張所ですとか市民課の窓口のほうでマイナンバーカードを御利用いただいて、証明書をお取りいただけるような簡単な説明書のほうをお渡しして、できるだけ御不安なく証明書をお取りいただけるように取り組んでいるというところでございます。また、今市民課のロビーにコンビニと同じマルチコピー機を設置させていただきまして、証明書をお取りいただく方でマイナンバーカードをお持ちの方は職員のほうがマルチコピー機に御案内して、簡単に使い方を御説明した後に御自身で御利用いただいているという

ことで、不安な方へのサポート体制も整えてまいりたいと考えております。以上です。

○渡部　じゃ、実際にコンビニで発行してもらうとき、ちょっと分からないなと市民が思ったときはどうすればいいんでしょうか。

○市民課長　コンビニにつきましては、まずマルチコピー機のところに行っていたら、画面のほうで行政サービスといったボタンを選んでいただくと分かりやすい御案内がまずできるというところがございます。ただ、コンビニの店員さんのほうはサポートサービスは行っておりませんので、そこは柏市のほうでしっかりホームページや広報、そしてチラシなどで使い方を御案内していきたいと考えております。以上です。

○渡部　そもそもマイナンバーカードを持っていてコンビニで使える人とそうじゃない人の間に300円と150円という差をつけるということ自体に私どもは問題を感じています。150円にするんだったら、窓口も含めて全て150円にすべきだというふうに思います。それで、固定資産税のほうですね。これが会派説明のときには想定件数が20件ほどというふうに説明ありました。この20件という方は、大体どういった方なんでしょうか。

○資産税課長　会派説明のときに20件というふうに御説明させていただいたところですけど、ほとんどが業者さんとか不動産会社さん、そういったところというふうに認識しております。以上です。

○渡部　一部の方が非常に便利になると。便利になることは否定しませんが、恐らくこの金額については市の積算根拠に基づいて計算されたと思いますけども、それにしては非常に安いなという印象を持ちました。こちらのほうは特に反対するものではありません。コンビニ交付のほうは問題だと思っていますが。

次に、防災会議について伺いたいと思います。本会議で私質問したとき45人というのはマックスの数字で、部長のほうから39人という答弁がありました。つまり柏市は、4号、7号、9号についてこれまでは限度いっぱいまでだったら、それ以内だから、マックスだったら45人だけれども、39人しか指定していなかったということよろしいんでしょうか。

○危機管理政策課長　現在45人の定数に対して委員が38人、会長、市長ですが、1人、全部で39人という構成になっております。以上でございます。

○渡部　39人というその理由は何なんでしょうか。私船橋とか市川の例出しましたが、そこは定員いっぱいまで委員を指名しているなと思ったんですね。柏市が39人になっているその理由は何でしょうか。やはりいろんな立場の人が必要じゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○危機管理政策課長　今回議案で出しています総数表示の前の各委員ごとの数で申し上げますと、各号ごとに定数がありますので、現状の定数いっぱいまでいっている項目もございます。それ以外につきましては、それぞれ専門性を確保した機関が示されているですとか、その他市長が定めるというところがありますが、現在の柏

市の防災施策を議論する中で必要な専門性のある方をお願いしている、お願いしている機関にそういう方を委嘱をお願いしているというような状況でございますので、何か意図的に下げているというわけではなくて、それぞれの必要な方をお願いしているという中でこの人数になっているというところでございます。以上です。

○渡部 私は、なるべくその定数を決めているわけですから、そこまで委嘱をしたほうがよりいろんな立場の人の声が聞こえたんじゃないかなと思います。今回そういう枠を取り払うということですが、例えば女性委員について、現在は市長を除けば1人しかいないわけですが、柏市としての目標はあるのでしょうか。

○危機管理政策課長 人数の目標というよりは、なるべく女性の視点が防災施策に入ったほうがいいというのは、これは当然なことでございます。特に避難所なんか今回能登地震を見てもそうですが、様々な視点、女性の目線もそうですし、医療の専門性の視点もそうですし、多種多様な意見が必要になると思います。その人数につきましては、先ほど言いましたが、それぞれのその時々課題がございますので、そういったような中でどなたがいいのか選んでいきたいと思いますので、そういった中で人数が増えたり、女性が増えたり、特に女性が増えていけば私もいいなというような考えでございます。以上です。

○渡部 男女共同参画推進員の審議会の中では、もう毎回これは議題になっているんですね。防災会議に女性が少ないということは指摘をされています。一時増えたときによかったなと。だけど、まだまだ少ないと。そういう横の連携が取れていないんじゃないかと思えてなりません。本会議のときに何か責任ある地位に女性が少ないから、もうこれはしょうがないんだみたいになんて聞こえたんですね。恐らくそれではないと思っていますが、一番男女共同参画ですとか男女平等とかが遅れているのがここなんですね。ですから、これはこの機会にしっかりと増やしていただきたいなと思います。柏市としては、それぞれの部門ごとに何人という枠は今回はなくす。その一番期待するところ、こういったところから委員をもっと増やしていきたいとか、恐らく期待するところがあるんじゃないかなと思いますけども、どんな期待を持たれているのでしょうか。

○危機管理政策課長 私ども今回の改正で考えていることは、やはり防災、最近かなり規模も大きくなったり、あと地震だけではなく大雨もありますので、いろんな専門性のある方、その時々審議したい内容というのがございます。そういうときに柔軟にいろんな人を選べる、それが今回の改正の総数枠にした原因でもございますので、そういったようなところが私たち一番メリットかなというふうに考えています。他自治体もこのケース、総数表示、割と多くなっておりますので、そういったようなところがやはりあるのかなというふうに感じております。以上です。

○渡部 今の聞いていますと、じゃ毎年委員は変更するのでしょうか。1人の方が会議に参加してもらって、いろんな発言をして充実して、いろいろ計画をつくったり、また次にもそれが活かされる、ある程度継続してもらいたいんじゃないかなと思いますけど、その時々というところの45人は例えば毎年違ったり、結構変

動したりということを想定されて今回提案しているのでしょうか。

○危機管理政策課長 委員の任期は２期でございます。２期で都合でお辞めになる方もいますが、継続してお願いをする方も多くございます。それ以外に各組織で指定されておりますので、その中で残念ながら人事異動で柏市を離れる方とかもいらっしゃるしまして、そういう中で人が替わるということはあるんですが、示威的に何か変更するとか、そういったようなものではございません。

ごめんなさい。発言間違えまして、任期はさっき２期って申し上げましたが、２年の間違いでございます。失礼いたしました。

○渡部 人事異動のときなんかはやはり致し方ないかなという気がします。あと、町会関係とかいろいろ人が替わってしまうということはもちろんあると思いますけれども、ある程度その経験も積んでいただき、いろんな意見も反映されて、柏市の計画が本当によりよいものになるような柔軟な対応と継続性というものを含めて、これをよりよくしていただきたいなというふうに思います。

次に、15号に関して伺います。今回会計年度任用職員も改正になります。この中にちょっとあるのかどうか分からないんですけども、会計年度任用職員だと今いろんな改善があるかなと思うんですね。この中にはちょっと見かけなかったんですが、例えば産前産後、不妊治療、配偶者の出産休暇、育児参加のための休暇とか、会計年度に認められている休暇とかもあるかなと思うんですが、今回はそれが出てきていませんけれども、それは柏市として何らかの変更があるのでしょうか。このこととは、ちょっと関連してお伺いしますが。

○人事課長 今回の議案の中には勤務条件の中でも給与の関係ですので、休暇の件は含まれておりません。以上です。

○渡部 会計年度任用職員は、今後非常に採用とか大変になってくると思います。柏市も何らかのその変更があるかと思います。会計年度の方についても改正があることはいいことだなと思いますが、今私が言った休暇については柏市はないということでしょうか。

○人事課長 今回の提出議案には含まれておりません。今後また必要に応じて条例改正となる場合は、上程させていただきたいと思っております。以上です。

○渡部 職員については、決して民間と比較をしてお給料が公務員のほうが上回っているとは思えません。もちろん企業によりますけれども、人事院勧告に基づいて柏市は改正をする。職員の確保とか、やはりすごく柏市も辞退をしてしまう職員っているわけですから、職員の改善については引き続き柏市独自でも改善してほしいと思います。今回地域手当が６％から８％になって、柏市は１年ずつ１％ずつ引き上げる。それで、独自に地域手当を国の示す以上に上げていた場合、それは地方交付税でペナルティーがあった。しかし、今後はそれがなくなる方向だというのは正しいでしょうか。

○財政課長 おっしゃられるとおりでございます。以上でございます。

○渡部 柏市、今回は人勧に沿って地域手当変更しますけれども、市独自にこれを引

き上げて人材を確保するということが今後当然あっていいことではないかなと思いますので、それはちょっと要望といいますか、伝えておきたいと思います。以上です。

○委員長 1時間を経過いたしましたので、ここで暫時休憩いたします。

午後 3時 9分休憩

○

午後 3時18分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。質疑はございますか。

○福元 議案第1号について質問します。こちらの説明の中で、先ほど答弁のほうでもありましたけれども、利用率が上がっているというところで、全児童数が去年から今年増えている。ただ、4年から5年は減っているというところで、何か少し違いはあるんですけども、待機児童が一気に40人から131人に増えたということで先ほど言われていましたけれども、急に増えた理由というのはどのような分析でいらっしゃるのでしょうか。

○学童保育課長 1つは、やはり女性の社会進出が多くなったというところ、共稼ぎ世帯が増えたというところは大きいかなと思います。あと、どうしても社会情勢というんですかね、治安がいい悪いは個人差ありますが、不安定になってきている中で、なかなか自宅で一人でお子さんをお留守番させておくというところが難しくなってきたというところも1つあるかなと思っております。また、令和2年、3年とか減っていたのは、少しコロナの影響もあるのかなというところは感じているところです。以上です。

○福元 表を頂いている5年間なんですが、令和2年、3年が20名少々、令和4年、5年が40名、令和6年が130ということで、そうしますとコロナの以前というのは、昨年度あたりベースで40とか50とか、そのぐらいだったんですか。

○学童保育課長 すみません。私の説明がよろしくなかったです。実は、令和3年とか4年というのがもっと需要があったのではないかなと思っております。コロナによって入所の控えがあったので、待機児童が40名程度で済んでいたのかなというふうに思っております。以上です。

○福元 そうしますと、この表より以前というのは40名よりもっと多い数だったということでよろしいですか。

○学童保育課長 すみません。待機児童は、20名程度でずっと推移しておりました。令和4年、5年と40名、40名となっているんですが、このコロナがあった頃というのが、コロナ前ですね、平成29年、30年は57名、52名と、50名を超えておりました。令和元年から令和4年までが30名から40名の間を推移していたというところになっております。以上です。

○福元 だんだんやっぱり戻ってきたというか、コロナ前の状況が戻ってきてというところから見ても、やっぱり131というのはかなり増えているなという気がします

ので、すごくニーズがあるんだろなということだと思っただけですね。今どのように検証、検証というか、考えられているかということでお尋ねしたんですが、実際にこういったことを声を聞いていただいて、本当に市が考えているのと同じなのかなというのはやっぱりしっかりと見ていく必要があるのかなというふうにまず思います。よろしくお願いします。ちなみに、この増えた人数なんですけども、地域的にどの辺りで増えたというのは分かっているのでしょうか。

○学童保育課長 まず、やはり柏の葉、田中、TX沿線沿いというんですかね、その辺りが1つと、あと予測できていないところが光ケ丘と名戸ケ谷、この辺りが急激に増えております。あと、中原小学校の辺りですかね、こちらのほうが急激に増加傾向にあります。以上です。

○福元 北部の柏の葉、田中辺りというのは何となく人口流入の地域ですので、なんですが、今おっしゃられた中原ですとか名戸ケ谷ですとかというところについては、何か分析等はされていますか。

○学童保育課長 教育委員会のほうともどういう理由なんだろうというのを話したりしているんですが、正直申して分かっておりません。推測では、ある一定の住宅地の中にたまたまそういう小学校低学年クラスのお子さんを育てる世帯が流入してきたことによって増加したのではないかなと思っております。以上です。

○福元 ありがとうございます。では、ぜひ分析していただければと思います。なんですが、今どの地域でということでお尋ねして、今おっしゃられた中に出てこなかった地域、今回モデル事業実施ということで高柳小が選定されてやっているわけですが、なぜ高柳小になったか改めて。

○学童保育課長 今申しませんでした。高柳も過密というか、こどもルーム自体もう満杯な状態でございます。その中で、地域の方々の手挙げ、手挙げというか、御協力もいただけるというところで高柳小をお願いしたところでございます。以上です。

○福元 今後進めていくに当たって高柳をベースにということか、になると思うんですけれども、一般質問のほうで私もちょっと申し上げたところがあるんですが、先ほど言われた北部ですとか、あと増えている地域というのがあるということなので、そういったところでの実証とかということも今後検討に入れていって見ることも一つなのかなというふうに思います。御検討いただけたらと思います。じゃ、話をちょっと戻すんですが、今回市長の権限に属する学童保育課が所管する事務を教育委員会に移るということでの内容になるんですけれども、こどもルームと放課後子ども教室の一体運営ということで、これも私一般質問でちょっと言ってしまったんですが、今後の子供施策を大きく推進していくという目標に向けての現実的な、本当に現実的な一歩なのかなというふうに私は理解しております。今回そういうことで課が合体したということで、教育委員会のほうにくっついたということになるんですけれども、スケールメリットによる事業展開というのが今後見込めるのかなというふうに思いますが、改めてアフタースクール事業の事務について今回の措置によるメ

リットは何かと、またもしあればなんですが、併せてデメリットというのは今時点で何が想定されるか。

○学童保育課長 メリットといたしましては、効率的な運営ができるのではないかなと考えております。学校の限られた施設、それと学童、こどもルームの職員や、今放課後子ども教室で展開していただいておりますボランティアの方々の人材、こういうのを共有することによって効率的に資源活用ができるのではないかというのが1点と、包括的な支援ということで学習支援、遊び、生活の場を一体的に提供できる。そして、アンケートとかを取ろうと考えておりますが、子供たちの多様なニーズに応えやすくなるのではないかというところと、先ほどから申しまわっているとおり、保護者の利便性も一つ向上されるのではないかというふうに考えております。また最後に、地域コミュニティのところで地域のボランティアの方たちに何らかの形で関わっていただくことで、地域でお子さんたちを支えるというところの体制も整うのではないかなと考えております。組織が一体化する中でのデメリットというのは、あまり今のところ考えておりません。若干運営をしていく中で調整というのが必要になってくると思うので、その辺が少しデメリットになるのかなというふうな考えでおります。以上です。

○福元 ありがとうございます。今回11名が人数を動かしてというお話ですけれども、社会の趨勢とか、あと事業の進捗を鑑みて、今後も適正な職員の配置ですとか人数、職員の定数ですとかというところでの検討を節目節目で確認しながら、前向きに取り組んでいただければと考えますが、何か。

○学童保育課長 委員おっしゃっていただきましたように、人員については人事当局とよく相談をさせていただきながら、充足できる範囲で努めてまいりたいと思います。以上です。

○福元 ありがとうございます。先ほど途中で出ましたけども、子供たちの部活動がちょっと活動が変わってきたと。部活動の地域移行ということを柏市は先駆的にやってきているという今状況がありますので、こういったことも含めまして子供目線に立った居場所事業というものをつくっていけるように努めていただけたらと思います。要望とさせていただきたいと思います。議案第1号については以上になります。

続いて、いいですか、議案第3号について、防災会議条例についてです。条例制定当時と比べていろいろ状況が変わってきて、柏市の防災会議について、いろんな立場の方に来ていただいて、柔軟に審議ができるようにということで、そういう体制づくりを実現するという理解なんですけれども、令和6年11月1日現在ということでの名簿を見させていただきましたが、先日から渡部委員もおっしゃっているとおり、39名中女性というのは太田市長1名のみということで確認しましたが、よろしい……2名ですか、すみません。2名いらっしゃる。2名いらっしゃるということで、39分の2名が女性と、ちょっと少ないかなということは思います。ざあっと見て、そんなに細かくは見ていないですけども、そのほとんどというか、全員とい

うか、方々がそれぞれの機関だとか団体だとか組織のトップ、ほとんどトップの方なのかなと。会長さんですとか委員長さんですとか部長さんですとか、代表の方ですとかってなっているんですが、そういう機関等のトップである必要というのはあるんでしょうか。

○危機管理政策課長 機関に委員を推薦していただく、私どもでお願いする際には、男女共同参画の推進ということも柏市で進めていますので、ぜひ女性の委員の推薦も選ばれるときに考慮に入れてほしいということで、それぞれの機関にはお願いしている状況ではございます。以上です。

○福元 ちょっと今おっしゃられましたけども、委員の選出に際して多様なということを強調して、強調してというか、ちょっと努力して、柔軟性を持たせて広くいろいろな様々な人材を集めること、そういった人材選定の際にはそれぞれの機関に当たっていくべきかなというふうに考えるんですが、必ずしも女性ということではないかと思うので、そこをうまく柔軟にそういう努力を続けていただけたらと思います。市長が委嘱とか市長が指名するとかということで記載があるので、読む限りでは柔軟性を持たせて広く人を集める、人材を集めるというか、集まっていただくということはそう難しくはないのかなというふうには思うんですが、もうちょっと、お願いするというときの努力もなんですが、何か工夫とかって具体的に浮かばないですかね。

○危機管理政策課長 今回の条例改正も一つのきっかけに、相手のある話ではあるんですが、努力は惜しまずやっていきたいと思います。以上です。

○福元 防災会議ということで、防災ってすごく命に関わる、究極は命に関わることを扱う会議だと思いますので、名前というか、立場というか、その肩書というか、大事だとは思いますが、中身でしっかり議論できるような、そういう方々を選んでいただけるように、そのところをしっかりと伝えていただいて、選出の際には市としてもせつかくこういう改正するという事なので、これを契機にそういったことに取り組んでいただけたらと思います。あと、先ほどもちょっと渡部委員のほうでおっしゃられていましたけども、審議会と同様に女性割合の目標設定というか、そういったことも考え方の一つとしてあっていいのかなというふうに思ったりもするんですが、改めてそこどうでしょうか。

○危機管理政策課長 男女共同参画の柏市の目標ですと35%というふうにはなっております。目指すべき目標ではありますが、それぞれの委員の構成が法律で決まっている中で、できないことではないんですが、十数名を女性を入れるということになりますので、大変ハードルが高いとは考えておりますが、ただ専門性プラス女性視点という委員が選ぶことができれば大変すばらしいことだと思いますので、そういうところを着実に行っていきたいと思います。以上でございます。

○福元 より具体的に、より実効性のある話合いが展開できるような、そういった委員の選出ということを目指しまして、この条例改正契機に取り組んでいただけたらと思います。引き続きお取組よろしく申し上げます。以上とさせていただきます。

○内田 では、議題となっております議案第2区分について質疑をいたします。まず、議案第1号の職員定数条例改正案でございますが、ちょっと事務的な細かいことをお伺いしますけれども、今回補助執行ということなので、組織の改編の条例の改正は、今後ないという理解でよろしいでしょうか。

○経営戦略課長 条例改正はございません。以上です。

○内田 放課後子ども教室とこどもルームが一体化するわけでございますけれども、そうしたら学校教育課で放課後子ども教室に担っている職員も私は学童保育課に移管してもいいのかなと思うんですが、現在学校教育課で放課後子ども教室を担っている職員数は何人いますか。

○学童保育課長 内田委員、放課後子ども教室を所管しているのが生涯学習部生涯学習課になっております。申し訳ございません。その中で放課後担当になっていた職員は3名おります。以上です。

○内田 すみません。部署名間違えてしまいました。申し訳ございません。生涯学習課の3名を一体的に運用するんで、学童保育課に移管するという意向はあるんでしょうか。

○学童保育課長 今手がけている事業をうちに移してやろうと思っていますんで、その辺の人の入替えというんですか、充足というのは考えているところです。以上です。

○内田 それは有効かと思います。続けていただきたいと思います。それで、ちょっと補助執行についてなんですけれども、今回移管については補助執行でございますが、財政の教育委員会での執行以外で恒久的に補助執行をしているという例というのはあんまり見ないんですけど、補助執行というのは地方自治法とかではどういう位置づけになっているんでしょうか。

○経営戦略課長 地方自治法の第180条の2で規定されているものでございまして、特に期限の制限等はなく、それから事務の範囲も特に制限がないというものでございます。以上です。

○内田 それで、実務の面で幾つかお尋ねしますけど、一本化するに当たって、放課後子ども教室とこどもルーム、学童の一本化に当たりまして先ほど保育料の話が出てきましたけれども、これは受益者負担の原則からしてどういう根拠に基づいて取るのでしょうか。放課後子ども教室のほうは保育料を負担しなければならないというところは、受益者負担の原則だとどこに基づくんでしょうか。

○学童保育課長 受益者負担のところは、今新しい事業になりますので、定めがないかとは思いますが、ある程度やはり仮に民間さんをお願いしたとする場合にしても、人件費や何かイベントを行うことなどによって実費というのがかかってくるかと思います。これを安定的に運営をしていくためには、やはり使っている方からある一定の料金はいただくことによって運営していくのが適切ではないかと考えるところです。以上です。

○内田 私は、一体化をすることによってこの負担が出てくるというところについ

ては、ちょっと疑問があるということを申し添えておきます。それで、一体化することによって、先ほども若干議論が出ていましたが、学童のお子さんと、それから放課後子ども教室のお子さん、これは全く同じ保育を受けられるという理解なんでしょうか。

○学童保育課長 委員おっしゃるとおりで、柏市の特徴として少し学童の行ってきた取組のところを厚くして、保育と見守りをしていきたいと今のところ考えております。以上です。

○内田 一体化については大いに賛同できますし、ただ問題は費用の面と組織移管のところなんですね。組織移管の話に戻りますけれども、これこども部のままだと何か弊害がありますか。

○学童保育課長 柏市、ありがたいことにこどもルームは今1か所だけを除いて各小学校の敷地内にございます。他市においては、学校の外に出ているというところがあるわけなんですけど、この学校の中にあるということで、同じ児童を同じ施設、敷地内で一定に保育、見守りができるということが特徴の一つだと思っております。やはりこれには教育委員会、学校さんの十分な協力が必要かと考えております。現在も余裕教室を提供していただいたりと、運用の中では御協力いただいているところですが、これを全校的に進めていく上ではより強い連携を保つことが必要だと思っておりまして、教育委員会で籍を移して取り組んでいきたいと考えているところです。以上です。

○内田 そうすると、実際の執務、業務については、どこで行う予定でしょうか。

○学童保育課長 今のところ沼南庁舎へ執務を移す予定でおります。以上です。

○内田 一体化するならそうせざるを得ないのかなと、そうしたほうがいいのかというふうには考えております。いずれにしても、学童保育の目的と放課後子ども教室の目的というのはそれぞれ異なってきたと思うんですけども、放課後子ども教室で学童の高学年の受入れというのはより可能になってくるかとは思いますが、それぞれの目的がちょっと異なると思うんです。学童保育と放課後子ども教室のそれぞれの目的の違いを教えてください。

○学童保育課長 こどもルームにつきましては、保護者が就労している等の条件があって、昼間家庭で保育ができないお子様をお預かりする。その中で健全育成を行っていくというのが1点です。放課後子ども教室につきましては、いろんな体験をし、学びの中で見守られながら一定時間の放課後を過ごすといったものになっております。委員おっしゃるように事業形態は確かに違うわけなんですけども、私も先ほど申したようにいろんなところで視察をさせていただいている中で、実際子供目線で見ますと保育をされているとか見守られているという、子供にとってはそのようなくくりはなくて、分け隔てなく学童の子供も放課後子ども教室で体験などしているお子様も一体的に楽しんでいただく、その中で保育、見守りができることがやはりいいことではないだろうかと考えて、この一体的な運用をしたいと考えているところです。以上です。

○内田 私としては、組織をあまり大きく動かしていくということについては疑問が残るし、この一体化については今年度夏に課長ともいろんな方との面談もいただいたという経緯もあるので、そういうことからすると一体化には当然賛同いたしますけど、そこに放課後子ども教室の利用者が利用料、保育料を支払わなければならない点、それから組織をいじるのではなくて、むしろ生涯学習課の職員3人をこども部に移すという方法も検討されるべきだったということを申し上げるところでございまして、もう少し慎重に行政の移管に関しては考えていくということと、やっぱり学童と放課後子ども教室というのはこども部の中で、教育委員会とか学校、ハード面との学校の中で行われていることとの連動性もありますけども、一方で子育て支援とか、児童保育を受けてきたお子さんが学童保育を利用される場合も多いので、保育運営課との連携とかこども福祉課の連携も必要なので、私としてはこども部に残して、それで生涯学習課の職員3名を移管していくということが望ましいなということを指摘するものです。

続いて、議案第2号に移りますけれども、手数料条例改正案ですが、まず大きく言うとこれ不平等性があると思うんです。やっぱりマイナンバーを持っている市民とっていない市民、取らない市民、双方いると思うんですけれども、これはやっぱり手数料というのは同額であるべきです。双方300円にするか、双方150円にするという主張です。双方150円にすると、事務負担は相当かかるんですが、そのような検討というのは全くなされなかったんでしょうか。

○市民課長 まず、今回の手数料の設定について御説明をさせていただきますと、先ほど若狭委員に御答弁申し上げたとおり、コンビニのマルチコピー機での証明書交付手数料につきましては、発行の経費がシステム利用料とJ-LISの委託料の合計で1件197円ということで、これはコンビニ交付25%の経費で、交付率が上がれば今回提案させていただいた手数料150円に近づいていくということで、適正な受益者負担額であるという認識がございまして、一方で窓口の証明書交付手数料につきましては、これ300円なんですけども、発行の経費が人件費、物件費の合計で1件当たり約600円ということで、現在は50%負担していただいている、市民に御負担いただいているような形になります。これを150円としてしまうと、受益者負担率が25%になってしまって、やはりほかの市民の方との公平性が保てないであろうということで、据置きの300円というふうにしております。以上です。

○内田 ほかの市民との公平性、それから平等性と、これが今2つがてんびんにかかっていると思うんですが、ちょっと法的なところで論点絞りたいんですけども、そもそも手数料に差をつけていいというのは地方自治法上の定めにあるんでしょうか。

○市民課長 まず、手数料の設定の根拠につきましては地方自治法第227条の規定がございまして、この手数料徴収の目的でございまして、受益者と一般の市民の方との負担の公平性の確保というものが目的とされておりますので、そういった趣旨で設定させていただいております。以上です。

○内田 分かりました。ということは差をつけていいということ、地方自治法上はいいんでしょうけども、大きな話をさせていただくと日本国憲法の第14条では法の下での平等をうたっています。この中では、信条、それから社会的身分、これはマイナンバーを持たないという信条というのはあると思うんですが、これで差をつけてはならないということになっていますけれども、憲法14条の法の下での平等との整合はどう図るんでしょうか。

○市民課長 まず、御指摘の憲法14条につきましては、整合性が図ることができているという認識でございます。その理由といたしましては、先ほど申し上げたとおり、地方自治法の趣旨を踏まえましてコンビニのマルチコピー機での手数料、そして窓口の交付手数料がそれぞれ適正な受益者負担額という設定であるということで、これらの手数料の違いが合理的であるために憲法14条には合致しているものと認識しております。以上です。

○内田 そこら辺はちょっと私とは認識は差があるのかなと、ずれているのかなとは思っちゃいます。それで、その考え方もちょっと見直していただきたいですし、そもそもこの施策というのはマイナンバーカードの交付枚数、150円の手数料で住民票等の証明書の交付が受けられるわけですから、政策的にはマイナンバーカードの交付枚数を増やそうという政策的な意図というのはあるんでしょうか。

○市民課長 先ほど渡部委員にも申し上げたとおり、柏市の施策としましてはデジタル化を推進したいと。その取組の一つとしまして、市民の皆様が近くのコンビニで証明書をお取りできる環境をつくっていききたいという認識がございます。もちろん今回の手数料の減額をきっかけといたしまして、マイナンバーカードを取得する方が増えたとしたら、それはよいことであるという認識でございます。以上です。

○内田 分かりました。マイナンバーカードの交付については、マイナンバー制度を推進することになりますので、この点については慎重に判断させていただきたいというように考えております。

続きまして、議案の第3号の防災会議条例なんですけど、この点は私大変不勉強で恐縮なんですけれども、この会議というのは市の行政附属機関設置条例に定められているんですか。

○危機管理政策課長 こちらの防災会議条例につきましては、災害対策基本法の16条の規定に基づきまして定めている条例でございます。以上でございます。

○内田 附属機関設置条例には定められていないという理解でよろしいんですね。

○危機管理政策課長 附属機関条例ですと、設置の規定が地方自治法の規定であったかと思えます。先ほど言いましたように、この条例につきましては災害対策基本法の規定に基づいて定められているものでございます。以上です。

○内田 そうすると、これはもう設置が自治体には義務づけられていると思うんですけども、市長も委員になっておられるんですが、招集するのも市長ということなんでしょうか。

○危機管理政策課長 招集するのも会長、市長でございます。以上です。

○内田 この会議ではどのような意思決定をしていくのか、そこら辺を聞きたいんですけれども、まず意思決定をする際に諮問をして答申をいただくという作業は行うのでしょうか。

○危機管理政策課長 所掌事務につきましては、地域防災計画の作成及びその実施推進に関することですか水防計画ですか、その他本市の地域に関わる防災に関する重要事項を審議するというので、審議する内容を事前に委員の方にお示しして、その中で意見をいただいて、それをそれぞれの所掌事務に当てはめるというようなスキームで会議をしてございます。以上です。

○内田 それで、今回の条例改正で委員の枠を外して定数を維持するということですが、枠を外すことである一定の職種、あるいはそのお立場の方に委員が偏在するという可能性はないのでしょうか。

○危機管理政策課長 防災会議条例の第3条に、委員は次に挙げる者をもって充てるというふうに1号から9号まで定められておりまして、その者を全て充てるということになっておりますので、偏在するということはございません。以上です。

○内田 そうすると、今回その枠を外すというのは、どういう目的でその委員の枠を外したのでしょうか。外さなくても外してもどちらでも偏在性はなく保てるんじゃないのでしょうか。

○危機管理政策課長 各委員ごとに人数、例えば4人ですとか1人ですとか、そういうような人数、あとは何人以上というような表示をしておりますので、多くの外部の様々な機関ですと現状の上限まで人数がいつているところがございまして、そういったようなところで新たに人を増やそうとしたときに委員の入替えですとか、そういったようなことが発生しますので、必要な委員をもって会議に当たりたいという大きな趣旨がございまして、全体の総枠の中で委員を選べると、柔軟性を持たせるという趣旨で今回条例案を上程させていただきました。以上です。

○内田 大枠は理解できました。ただ、指摘したように特定の職種に偏在が起きないように運用していただきたいことを要望いたしまして、特別職報酬条例については一言だけ申し述べますと、やはり民間の賞与、ボーナスの状況とかがまだ正確に把握できていないし、そういう状況の中で特別職及び議員が賞与、期末手当を多くもらっていくということについては、どれだけ市民の理解が得られるかということ懸念するものであることを一言申し述べまして、私の議案第2区分に対する質疑は終わります。ありがとうございました。

○山田 すみません。1つ確認をしてさせていただきます。今の1号ですが、第2区分の1号ですけども、教室とこどもルームの利用のお子さんの負担、これはどうなっていますか。

○学童保育課長 利用料金のお話ですか。今学童保育では、平日ですが、放課後から夜7時まで月1万円を頂戴しているところです。この放課後子ども教室、現在モデルでやっている高柳につきましては、負担はゼロとなっております。以上です。

○山田 先ほども委員の中から議論が出ているんですけれども、横断的に子供の育

成まで考えていくと、これは後で申し上げますけれども、今現状で人口が減少していく中に、このこどもルーム今待機児童たくさん出てきちゃったということだけでも、これは減っていく可能性ってありますかね。

○学童保育課長 私ども小学校の児童推計から学童の利用率、利用者の伸びを見ているところだと、ある一定の小学生の児童が増えている間は右肩上がりの傾向であろうというところで、令和10年、11年までは間違いなく右肩上がりで需要が増えるんじゃないかと考えているところです。以上です。

○山田 それで、このこどもルームの目的は、課長、就労支援と共稼ぎと、それからあとは子供の居場所、ここでしたよね。これが基本的なコンセプト。あと、先ほどの利用者の構成、もう一度おっしゃっていただけますか。

○学童保育課長 本来ですと、国の指針の中では1年生から6年生までの就労等の要件に関する児童を受け入れることになっておりますが、今のところ1年生から3年生、もしくは気になるお子様、障害をお持ちのお子様を優先的に利用いただいておりますので、4年生以上の高学年になりますと待機児童に入ってくるというところが多い現状でございます。以上です。

○山田 特に就労支援と居場所なんですけれども、その中身、先ほどおっしゃいましたよね。多動性の方もいらっしゃる。その区分、もう一度、多動性の子供とか、それからあと。

○学童保育課長 あと、最近では医療的ケア児の対応ですとか、そういう専門性が特に必要なお子様も受け入れるような形になっております。以上です。

○山田 家庭環境とか状況に随分変化が出てきちゃって、そこに外人の子供も入ってきていますよね、現状、実態はね。そういうふうな構成状態が今後どう展開していくか。それからあと、私は心配しているのは、一生懸命頑張っておられるのは貧富の差、それからあといわゆる貧困の固定化になっちゃうように、これは大変御無礼な言い方するけれども、その児童の体制って、家庭事情を抱えていますので、子供に責任はありません。そういう背景があるので、ここを本当にしっかり受け止めていかなきゃならないんじゃないかと。それで、私は今感心したんですよ。さっき誰というお名前は申し上げませんが、課長さんがこどもルームの健全育成事業をなくすことはしない、やっぱりこれはすごく重いんで、私は国の政策が子供に対する投資だとか言っているけれど、ふざけるんじゃないと。やっぱりこれは育成ですよ。次世代を担う、やっぱり私たちの責務、だからそこを、ですから私は絶対この体制を崩してもらっては困る。でも、もう担い手がいないんで、崩れちゃっているんですよ。だから、説明していただいた課長さんのこの意欲は本当に大事なものだと思っていて、それでこの条例、最後まとめますよ。いろいろ組織構成だけの条例になっていきますけども、人数これで足りるのか。今後の問題ですけども、やっぱりいろいろ委員さんからも次の展開に期待するような、こういう気持ちもありましたよ。だから、その事業の、これやっぱり5時まででいい、学校で利用しながら帰る子供たちもいますけれども、ずっと7時まで残る子供たちがいて、そういう人た

ちが事故のないよう、そういうところをしっかりと担わなきゃなんないんで、人数も足りないし、中身の展開でいろいろお金がかかったら、これは責務としていっぱいお金かけてください。ちょっと興奮しちゃった。

○学童保育課長 ありがとうございます。御期待に沿えるように取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○委員長 ほかにございませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第1号、柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第2号、柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第3号、柏市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第14号、柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、議案第14号は否決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第15号、柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。

ここで暫時休憩いたします。

午後 4 時 6 分休憩

○

午後 4 時 13 分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 次に、議案第3区分、議案第8号、柏市第六次総合計画の基本構想を定めることについてを議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 ありがとうございます。8号の総合計画について質問です。基本構想読ませていただきまして、居場所、誰もが居心地よくいられるまちへというところがあります。住宅の支援といいますか、居住支援みたいなところというのがなかったんですが、これは検討されましたでしょうか。

○経営戦略課長 総合計画の今回の策定の中であまり個別具体の事業についての検討は行っておりません。以上です。

○若狭 そうすると、その個別具体なところというのは今後検討していく余地があるということでしょうか。

○経営戦略課長 総合計画を受けて、各部門で計画策定、あるいは事業の立案などがされるものというふうに考えております。以上です。

○若狭 分かりました。38ページのところにある地域福祉のページとか見てちょっと感じたのが、これ要望ですけども、誰もが地域の中に居場所があり、社会から孤立することなくというところがあります。真ん中辺にも福祉ニーズが拡大するところを書いていたり、あと同じ38ページの施策の方向性1というところに一人一人が抱える課題に寄り添い、伴走しながらというふうにあります。この施策の中にやはり低所得者ですとか障害のある方、あと独り親の方ですよ、そういった方を支援する施策というのもし盛り込んでいただきたいというところがございます。基本構想のところ、1番、柏のまちはこうありたいというところに、どのライフステージにある人も希望を持って過ごせるまちというふうにありますので、こまもしっかりと支援というところをやっていただきたいというところは、これは要望です。よろしくお願いします。

次に、都市整備のところでございますけども、この計画案の48ページですね。都市整備の施策を見ると、柏駅周辺地区、そして柏の葉キャンパス駅地区というところを重点してあります。これ自体はすごくいいなとは思っているんですけども、ほかの地域というところですよ。東の手賀沼のほうですとか南部のほうとか、こういったところの施策というのがちょっと見えてこなかったんですが、こちらは検討

されましたでしょうか。

○経営戦略課長 繰り返しになってしまうんですけども、ちょっと具体的なところはあまり踏み込めずに策定をしてまいりました。以上です。

○若狭 承知いたしました。じゃ、こちらも要望で、全体のバランスよく、一定の地域に偏ることなく盛り込んでいただきたいなと思います。

最後に、もう一点、これも個別になっちゃうのかな。第五次計画、前の五次総合計画見たら、マネジメントの項目ありました。行政評価とか組織体制とか、行政改革の項目なども盛り込んでいただきたいと思います。これはこの段階ではないということで認識しておりますが、そこもしっかり、まちづくりもそうですけども、市の内部、市役所自体もどうなりたいのかということも示していただきたいと思います。この8号に関しては、私からは以上です。

○矢澤 それでは、総合計画について伺います。確認なんですけども、一般質問でも出ていましたけども、第五次総合計画の総括といいますか、それというのは行われたのでしょうか。

○経営戦略課長 現在五次総の計画期間中ということもございますので、具体的な総括は行っておりません。以上です。

○矢澤 でも、新しい政策を出してこの案をつくるというふうになるんだったら、やっぱり前の取組がどうだったのかというふうなことをしっかり点検、総括した上で出さなければ、この案というのはつくれないように思うんですけども、そういう論議というのはしないでつくったのでしょうか。

○経営戦略課長 五次総の中でも特に後期計画がコロナ禍を踏まえた機動性を重視した計画となっております。実質的に市の対応もコロナ禍への対応というのが非常に大きく要素としてあったかと思います。振り返りというところでは、前提として今後の人口動向、あるいは財政、公共施設のマネジメントといったところは前提として踏まえて六次総の策定を行いました。以上です。

○矢澤 やはりこの五次の、前の総合計画についてはきちんと、今振り返りって言いましたけれども、総括をして、それを明らかにするというふうなことはぜひやっていただきたいと思います。そのせいとも分かりませんが、基本としての総合計画というのは、例えば市民が見たときに自分たちがどんな状況に置かれているのかとか、そういうことに対して市はどんな政策を取ってくれようとしているのかというふうなことなんか出て、自分との関わりが見えると。つまり置物としてあるんじゃないくて、市民も読んで、読みたいとか読もうとかいうふうになるような中身にすることというのが大切かと思います。それで、そのためには、今後例えば10年のことを見越す場合は、柏市政がこの計画を立てる中で市民の現状がどんな現状で、何でそうなっているのかというようなことをきちんと分析して立てていくということは必要だと思います。ところが、私これ見たときに、最初のほうに策定の背景として人口と財政と、そしてなぜか急に公共施設の問題が出てきて、市民の生活の現状とかそれが分析されて、それが明らかにされていないというふうに見えたんですけど

も、この構成全体、どういう構成でつくるのかという構成全体についての組立て、構成についてどうするかということについての議論はどのように行われたんでしょうか。

○経営戦略課長 全体の構成として、まずはじめにのところは行政各分野の現状などをボリューム厚く盛り込むことも選択肢としてあると思いますけれども、より多くの市民の方に読みやすくということで、特にインパクトが大きいと思われる人口と財政と、それから公共施設のところをはじめにのところで課題認識として置かせていただきました。その後すぐにまちの姿と基本目標である基本構想の部分を持ってきて、より多くの市民の方に分かりやすく読んでいただきたいということで、このような構成にして審議会にお諮りしたとこでございます。以上です。

○矢澤 私見たときにどうも課題が並列に扱われているような感じがして、この構成の、ちょっと大きく言えばの話なんだけでも、例えばそれを細かく書くかどうかは別ですよ。一応地球規模で現状はどうなっているかとか、それで日本はどんな位置にあるのかとか、それからあと千葉県とか柏の現状というのはそういう中でどうなのか、だから市民生活どうなっているのかということを詳しく書くかどうかは別として、そういうふうなことを論議した上でやっぱり方策立てていくというのが必要かと思うんです。例えばの例として、今地球温暖化対策という、温暖化の問題というのはもう世界規模で大きな課題になっていて、それが私たちの生活にすごく大きな影響を与えているという現状があると思うんですよ。だから、この地球温暖化の問題でこうだ、こうだというふうに多く書く必要はないのかもしれないけども、視点としてそういうふうなものを持った上で考えると、やはりこの中で書かれているのが並列的に書かれるんじゃないなくて、こういう大きな問題があるから、だからそれが個々の政策につながっているというふうになると思っています。そうすると、例えば地球温暖化の問題で、異常気象が本当に起こっているって、高温被害が起こっているとか、大規模災害が起こっていると、これからもこれが市民生活には大きな影響を与えていくというふうな認識があれば、その下で都市整備はどうしなくちゃいけないのかとか、上下水道をどうするか、雨水対策どうするか、産業にも大きな影響あるから産業どうするかと。農業とか防災とか消防、救急とか、あと市民生活とか自然の共生というところは全部そういうところからつながっているんだと。だから、それが全部ほかの自治体と同じにはならんと思うんだけど、だからこういうふうなことをやるって、つまり一つ一つの施策もつながっているんだよと。これはこれで、だからこうする、これはこうだからこうするというんじゃないなくて、全部の施策はつながっているんだよという、そういうイメージが分かるような構成にすべきじゃないかなというふうに私は思ったんですけども、その構成の仕方についての具体的な議論というのは、もう一回聞きますけども、なかったんでしょうか。

○経営戦略課長 今回議案として上程させていただいている基本構想の中ではなくて、策定中の基本計画の中で基本計画の仕立てを重点テーマと施策体系という仕立てにしてございます。特に今の社会情勢からしても、柏市固有の課題を考えても、

今後重点的に取り組むべきものとして重点テーマを挙げさせていただいて、この重点テーマに関する施策を進めていくことで基本構想が実現に近づくであろうという構成にしてあります。重点テーマの後ろに各分野の施策体系載せておりますけども、これはもちろん別物ではなくて、それぞれその重点テーマに近い分野のものだけではなくて、多岐にわたる施策がそこに集約するような形で事業を進められればというふうに思っています。以上です。

○矢澤 先ほど具体例のことで意見も出ましたが、例えば農業の問題にしてみたときというのは、農業のところには収入が低い、労働力不足、後継者がいないというふうになっているけども、なぜそうなっているかという分析の議論なくて、耕作放棄地が増加しているから、意欲ある農業者へ農地の集積、集約するというふうになっているんだけど、私見て農業者は耕作放棄したいとは誰も思っていないで、やりたくてもできないと、やれないと。そういう苦悩している人に対して、じゃその農地はやりたい人のところに集約すればいいんじゃないというふうな書き方されているのは、これは何か困っている農家切り捨てちゃうような、そういう印象を受けるんじゃないかなというふうに思ったり、国連が家族農業10年といって出して、それが世界でも論議されている。国は、みどりの食料戦略で50年までに25%の有機農業を広げようと言っている。ところが、そのことについても一言も、大きな問題だけど、一言もないというふうになっていると、私は一つ一つの問題、例えば有機農業というのは地球温暖化にも、また自然との共生にもつながっているから、さっき言ったようにばらばらじゃないんだというようなことも言ったんだけど、そういうふうなことが分かるような、また本当に重要なという政策が入るような、ここの中に書いていなかったら、これを具体化しろって言ったときに一つも具体化されないと思うんですよ。ですから、そういうふうな今何が必要なのかというふうなことの論議をもっと深くしてやっていただきたいなというのは思うんですけども、いかがでしょうか。

○経営戦略課長 個別の事業のところで要素として不足があるということであれば、所管部署とも調整して、今後各部門での計画あるいは施策立案の中でしっかり訴求できるように調整してまいりたいと思います。以上です。

○矢澤 ですから、本当にぜひこれはみんなの心の中にすんと落ちるような構成とかというふうなこと、誰もがそれ見て分かるようなこと、本当に今やらなくちゃいけないというふうになっていることがきちんと表せる、そういうふうな総合計画にしなければいけないなというふうに思っています。以上です。

○永山 六次総合の件なんですけど、議案として上程を執行部のほうからされていて、内容も確認させていただいて、執行部の皆さんが賛成してほしいと、通過をしてほしいということで出していただいたものですので、決して反対はしませんが、ちょっとお伺いします。今若狭委員も矢澤委員も議論されていましたが、そもそもこの六次総合計画って今各自治体、ほとんどの自治体多分定めていると思いますけれども、形骸化をしているんじゃないかという指摘も一部にあります。今のお話を聞いて

ていても、個別具体的な検討がないという御答弁もありましたが、そもそも六次総合を定めることの必要な理由とか、あと逆に言うと定めないとどうなるかというところを、ちょっとすみません、唐突なんですけど、お伺いしたいと思います。

○経営戦略課長 法的な根拠という、総合計画の条例がございますので、それに基づいて基本構想を策定して、議会で御審議いただくという形になっています。計画の存在がどうかというところは、ちょっと私も判断がつかねるところでございます。以上です。

○永山 判断がつかねているもの、条例で定められてはいても法的には定められていないので、つくらないという選択肢も場合によっては考えるべきかなというふうに私思います。総合計画とか、こういう上位の計画ってふわっとしていて、いいことがいっぱい書いてあるんですけども、じゃ今内容を審議してどうなるかっていったら、矢澤委員とか若狭委員がおっしゃっていただいたような個別具体的な話にはならないということもありますので、何かちょっとここのこれ自体を定めることの意味合いというものも考えたいんですが、例えばこれを定めることによって当然ふだんの職員さんの業務も圧迫されてくると思いますし、あとコストがかかると思います。職員さんの業務の圧迫度合いとかについて、まずどのようにお考えでしょうか。

○経営戦略課長 まず、総合計画の意義としては、やっぱり市の最上位計画として10年後の姿を描くというところには意義があるのかなというふうには思っていて、業務負荷というところでは、それはもちろんゼロではございませんが、経営戦略課の業務として進めさせていただきました。以上です。

○永山 ちょっとすみません、確認なんですけど、いろんな部署横断的なことが書いてあるんですけど、経営戦略課がもちろん主担当としてやっていらっしゃると思うんですけど、策定に当たって各局との調整とか、そういうのはどういう感じでやっていらっしゃるのでしょうか。

○経営戦略課長 今回上程の基本構想の部分は、主として総合計画審議会の中で御議論をいただきました。計画の中の施策体系のところは、所管部署とのやり取りを重ねながら方向性を出したというところがございます。以上です。

○永山 ですから、定量的な示し方は難しいにしても、やっぱり職員さんの業務負荷はかかっていると、ただでさえ忙しいのにと。内容を見てみたらちょっとふわっとしていて、先ほどのような個別の議論を、やっぱり個別の議論になってくると思うんですね、これをやっていくと。例えば具体例を言って申し訳ないですけど、洪水被害の抑制を図るって上下水道の雨水対策のところに書いてあるけども、じゃ篠籠田の浸水がどうなっているかといったら、住民の方からしたら一向に進まないというふうに思っていると思いますし、若狭委員のさっきの観光のところも個別具体は考えていないといえども、やっぱり柏駅周辺とか柏の葉キャンパス駅、柏インター北部って具体的な名前が羅列されている中で手賀沼とかが挙がっていなかったら、それは手賀沼のことを思い入れやっている人は、どうなのというふうに思うと

思います。すみません、意見になってしまいましたが、ちょっと唐突ですみません、職員さんがふだん業務遂行する上でどの程度この総合計画というものを頭に入れてやっているのかということのお考えをもしあればお聞かせください。

○経営戦略課長 この総合計画に関しては、五次も四次もそうだったと思いますけども、職員への浸透、市民の方への浸透というのは課題の一つだというふうに認識しています。以上です。

○永山 当然課題として認識していただいているのは大変よいことだと思うんですが、何か課題を解消できるのかという疑問もあるし、その課題を解消するためにまたコストも、コストってお金とか目に見えることじゃなくて、労力とかそういう面も含めてですね。だから、そういうことをもう解消するのが難しいということであればもっと簡略化をするとか、極端なことを言えばもうつくらないということも別の選択肢としてあっていいのかなということも思いますので、かつ10年とか15年とか総合計画長期で定めても、大変申し訳ないですけど、市長が替われば方針も変わるでしょうから、あんまり10年、長期の総合計画を労力をかけてここまで策定することは、いま一度副市長をはじめちょっと考えていただきたいなということは要望させていただきます。今回の六次総合は、内容に対して反対するものではございません。すみません。以上です。

○渡部 私も基本的なところからまず伺いたいんですけども、今自治体によって定めなくてもいいんじゃないかってありました。これ例えば法定計画で定めなければならないというふうに国から別に言われているものではないということでしょうか。

○経営戦略課長 おっしゃったとおりでございます。

○渡部 第四次のときは15年間で、15年は長いんじゃないかという議論があったと思います。15年だと5年ごとに、あのときは前期、中期、後期だったですかね、その計画をつくって、たしか3年ごとに実施計画をつくって、その3年が1年ずつかぶって何かローリングしているような、私なんかは非常に分かりにくいなって思った記憶があるんですけども、今回は10年間の計画で、それは前期と後期、あとそのほかに実行計画なり、実施計画なりを何年ごとかちょっと分かりませんが、つくるといことなんでしょうか、何年ごとかで。

○経営戦略課長 おっしゃっていただいたとおり、実行計画で事業単位のを策定していく予定で、具体は今検討中でございます。以上です。

○渡部 今回私たちが議案として手にしている第六次総合計画、基本構想、ページ数でいうと12ページから基本計画というふうになっています。だけど、基本計画というのは、ここはこういう内容で基本計画をつくりますよということで、具体的な基本計画というのは5年ごとにもっと詳しい計画をこれからつくりますよという理解でよろしいんでしょうか。

○経営戦略課長 基本計画の中で具体の事業レベルの記述はほぼしておりませんので、それをもう少し短いスパンで主要なものはまとめ上げていくという方向です。

以上です

○**渡部** 第五次のときに柏市経営戦略方針後期基本計画、これ出まして、今までにないような作り方の冊子だなんてちょっと思いました。このときは、SDGsのことがかなり盛り込まれて、それに基づいた内容だったなと思います。今回も12ページにSDGsの考え方やその視点を踏まえてまとめていますって書いてあります。だけど、言葉として出てくるのはここだけじゃないかなってちょっと思ったんですね。SDGsって多分2030年までの計画だと思います。まさに第六次の計画の途中までに実行しなさいよという中身だと思うんですね。そうすると、それが網羅されて、それを本当に実行していくような内容の具体的な基本計画、あと実施計画ですか、実行計画ですか、をつくるということで、今私たちが目にしているところにはそれはあんまり感じられないんですけども、これからそういうことを加味して柏市は計画をつくりますよということなんでしょうか。

○**経営戦略課長** SDGs、国土強靱化等、地方創生という言葉で記載してございますので、今後の実行計画もそうですけども、部門計画の策定、それから施策の立案等で強く意識していくという方向です。以上です。

○**渡部** その強く意識していくというのがこの基本構想のところであまり示されていないんじゃないかというふうにちょっと思ったんですね。それと、パブリックコメントも募集していると思います。見ましたら57件で、このパブリックコメントについては、基本構想はパブリックコメント求めるけれども、これからその10年間の間でこの計画に関してパブコメを求めるということは特にはないんでしょうか。

○**経営戦略課長** 今のところ考えておりません。以上です。

○**渡部** やっぱり現在の実態の把握、それは柏の市政のことだけではなくて、市民の生活が置かれた実態がどうかということからこの計画は恐らく始まるんだろうというふうに思います。そういったときに市民の実態の把握というのが非常に弱いんじゃないかということも感じました。それと、そのSDGsの問題なんですね。市民から見て、私たちもそう、私たちというか、私はそうなんですけども、その総合計画を本当だったら一番の上位計画だから、いつも手元に置いて、いつもそれを検証しながら、どうなっているのかなと。先ほど振り返りは、まだ終わっていないから、これからみたいな話ありましたけれども、実際に計画がどれだけ実行されたのかとか、そういうことを常に意識しながら、行政もそうだろうけど、私たちもそうあらねばならないと思うんです。でも、何となくこの計画がいつもそばに置いて、見て、振り返って意見が言えるような内容かといったら、ちょっとやっぱり距離を感じる。という市民はもっと距離を感じているんじゃないかなと思うんですね。だから、これを市民に知らせるときの工夫というのは、これ柏市の上位計画なんですと。それに基づいて、いろんな部門計画は全てこの計画に基づいてつくられているんですよという意識を私は市民が持っているかどうかってちょっと疑問なんですね。そういうことをぜひ伝えてほしいし、何となくこの具体的じゃないことで私たち賛否しなければならないわけだけれども、これでいいのかなという疑問は正直ち

よっと持ちました。以上です。

○内田 それでは、議案第3区分、議題となっております議案第8号、総合計画を定めること、基本構想を定めることについてでございますけれども、これって本市の条例は基本構想のみを定めることになっていますが、条例のつくり方次第では基本計画まで条例で定めることというのはできるんでしょうか。

○経営戦略課長 可能と考えております。以上です。

○内田 本市は基本構想のみとした理由は何でしょうか。

○経営戦略課長 すみません。ちょっと今分かりません。

○内田 すみません。急振りで申し訳ございませんけれども、ちょっとそこは知りたいなと思っていて、基本構想ってやっぱり抽象的な表現が多いので、議決をするとなると難しい側面ってあるかなというふうには思っているんですね。もちろん先ほどもございましたようにこれに反対するものではございませんけれども、やっぱり基本計画も議決できるようにしてほしいなというふうには思っております。続きまして、第六次総合計画でございますが、これは私の記憶がもし間違っていなければ1年前倒し、第五次総合計画が10年計画のところを9年で切って前倒していると思うんですが、これはなぜだったのでしょうか。

○経営戦略課長 五次の後期が、先ほど申しましたけども、コロナ禍を踏まえた機動的な内容になっていたんですけども、やはり社会情勢の変化があって、それに即した内容の新たなものをつくるべきだろうということで1年前倒しとなったというものでございます。以上です。

○内田 理解をいたしました。それから、第五次総合計画の先ほどの議論ですと検証作業はまだということ、本会議でも同じ答弁でございましたが、この第五次総合計画の検証作業というのは、今後どのタイミングでどのような形で行って、どのような形で御報告いただけるのでしょうか。

○経営戦略課長 新しい総合計画の発効をもって五次の終了というふうに捉えております。その段階で、どのレイヤーのものを評価するのかというところをこれから検討して、まとめてまいりたいというふうに思っています。以上です。

○内田 第五次総合計画の検証というのは大変重要でございますので、その検証作業というのはしっかりやっていただきたいですし、またその内容というのも報告をいただきたいというふうに要望申し上げます。そして、これはかなり政策的な意図が大きく出てくる総合計画の基本構想でございますが、ここには市長の選挙公約や市長の政策方針など、そういったものというのは市長の意向というのはどれくらい反映されているんでしょうか。

○経営戦略課長 そういったものは含まれておりませんで、ゼロベースで審議会で御議論いただいたものでございます。以上です。

○内田 そこが含まれていないということになると、基本構想ですので、やっぱり行政の長であるトップがある程度方針を出して、それに対して審議会でもんでもらうという方法もあったかと思うんですが、そうしないと市長の政策というのは反映

しづらいと思うんですが、そこら辺はどうでしょう。

○経営戦略課長 政策提言のものというのは含まれていませんけども、施策の方針はある程度やり取りをしながら、踏まえて原案をつくってまいりました。以上です。

○内田 それから、この10年間の予算の立て方なんですけれども、この基本構想というのは10年間、10年間でなかなか答えが出しづらかったら前期基本計画の5年間のこの基本構想や基本計画は、予算に対してどのような反映ができるのか。一方で予算を拘束してしまわないかということが懸念されるわけですが、その双方に御説明をお願いします。

○経営戦略課長 予算との関係で申し上げますと、今回六次総合計画自体が御認識いただいているようにいつまでに何をどれだけというような内容のものではございませんので、個別の財源の具体的な検証というのは行っておりません。一方でなかなか先行きが見えないところでもありますので、予算に限らずですけども、いろいろなものを拘束しないような形で策定をしております。ただし、先ほど申し上げました実行計画の中でそれはある程度踏まえていきたいというふうに考えております。以上です。

○内田 そうすると、先ほど来議論が出ているように何のための総合計画、基本構想あるいは基本計画なのかというところに立ち戻ってしまいます。予算は当然拘束してはならないですけど、柔軟性に予算ってその時々で組めるべきですけども、ある程度予算にこの基本構想が反映されていかなければ、構想を描いたという意味が持てないと思うんです。そこら辺については、今後どうやってこの基本構想という抽象的な文面の中から、あるいは前期基本計画という中から予算を拾っていきけるかというところは着目して財政課とも御協議いただきたいと思います。

続きまして、ちょっと策定までの事務プロセスお尋ねしたいんですけれども、これ先ほどは経営戦略課のほうでというお話でございましたけども、特にこの議案の参考資料にございました基本計画に当たる部分ですが、この部分についても含めて経営戦略課は各所管課に投げているのかどうか、教えてください。

○経営戦略課長 施策体系の個別のものについては、所管課と相当やり取りを重ねさせていただきました。以上です。

○内田 原案は経営戦略課が策定して、所管課のほうから何か政策を添えてバックしてもらおうという形を取りました予算要求のような形を取っているんでしょうか。

○経営戦略課長 経営戦略課で骨格を作成させていただいて、所管課のほうで肉づけをしたというような流れでございます。以上です。

○内田 そうすると、1点だけ基本計画のほうに、ほかの政策は抽象的なんですけど、義務教育学校だけはしっかり政策というか、施策が明記されているんですね。義務教育学校の中身については所管外なので、お尋ねしませんけども、これは経営戦略課が最初の骨格に入れたものなのか、教育政策課からバックされたものなのか教えてください。

○経営戦略課長 施策体系は、全体的に現状と課題の抽出と、それから方向性を記

述するということで統一を図っておりましたので、原案には入れておりません。以上です。

○内田 ということは、教育政策課のほうから政策として入れて経営戦略課に戻されたという理解でいいのでしょうか。

○経営戦略課長 おっしゃっていただいたとおりでございます。

○内田 次に、この第六次総合計画の進捗管理でございますけれども、実行計画をつくっていくというようなお話をいただいたんですけども、そのほかにこの第六次総合計画の進捗管理というのはどのような方法で行いますか。

○経営戦略課長 市としては、各部局で策定される部門計画の中にK P Iなどが策定されるかと思いますので、それらを参考にして進捗管理を図っていきたいと思います。以上です。

○内田 五次総のときは市民意識調査、まちづくりのための基礎調査でございますが、こういったもので進捗の状況とか市民の意識動向を探ってきたかと思うんですが、第六次総合計画では同じような探り方はしていくんですか。

○経営戦略課長 継続してまいりたいと思います。以上です。

○内田 その場合、来年度から第六次総合計画がスタートしますけれども、1回目の市民意識調査というのはいつになりますでしょうか。

○経営戦略課長 令和8年度になるかと思います。以上です。

○内田 そうすると、2026年度の段階での進捗管理というのはなかなかできづらいということなので、そこは1回目の市民意識調査につきましては、第五次総合計画の検証作業と第六次総合計画の1年を経過した段階でどういう市民の動向なのかというところを調べていただきたいというふうに思っています。市民意識調査は、これまで2年に1回で行われていましたが、第六次総合計画ではどういう形態で行うのでしょうか。

○経営戦略課長 同じスキームを考えています。以上です。

○内田 最後に、第五次総合計画の基本構想と第六次総合計画の基本構想でこれの違いがあるというか、これは変わったというものの、あるいはこれだけは踏襲したというものがあればお示してください。

○経営戦略課長 様々ございますけれども、一番大きなところとしては、第五次総合計画の基本構想の中での特に将来の姿は都市、まちに着目したものでしたけれども、第六次総合計画の将来の姿は人のありようと申しましょうか、そちらに着目した点が一番大きいというふうに捉えております。以上です。

○内田 その点は評価できるところでございます。特に第六次総合計画、正直さっき申し上げた義務教育学校のところはちょっと気になるところでありますけれども、全体的には人に着目したというところでは評価できるところでございますので、しっかりこれが予算化できるように財政課とこれから一緒に協議をしながら進めていっていただきたいことを申し上げまして、私の議案第3区分に対する質疑は終わります。ありがとうございました。

○山田 第8号でございますが、この総合計画は柏の羅針盤だというようなことで、ある一定の方向性はつかんでいきたいと、こういう私たちは認識持っているわけですが、今委員の中から矢澤委員からも地球規模、こういう観点だとか、それから渡部委員からではやっぱりしっかりしたところで、弱いところもあるとか、それから内田委員からは進捗管理の大切さ、こういうことをずっとうたわれているんですけども、まず私の質問から伺っておきますけども、いつも私もいろんなこと言っているんですけども、今後の人口動態、非常に重要になる問題だと思っておるんですね。急速に人口構成も変わる中で、高齢化による労働力人口の不足、担い手がない。この中で、市税の担税能力とかいろいろ生じてくるのではないかと、こういうふうに基本的に状況が、基礎ベースが変わってくるよと、こういうことを思っているわけですが、こうした状況の中で未来の柏の姿を前向きに描くことも大変重要であると思っておるんですが、一方でこれから行財政を健全に運営していく最も極めて大事であります財政のこの点を何らかの形で総合計画に示していくことはできるのでしょうか。

○経営戦略課長 おっしゃっていただいたように、計画の推進に行財政の健全性は不可欠だと思っておりますので、今回参考資料の中でお示しできなかったんですけども、施策体系の後ろのほうできちっとその辺は意識して記述してまいりたいと思います。以上です。

○山田 それじゃ、もう時間もないので、総括的ですけども、厳しい行政運営というのも当然皆さんの委員の中からも出るんですけども、ある程度この羅針盤、総合計画で掲げたこういう目標に沿って進めていくことが大事だと思うんですけども、その意気込みについては、副市長、どんな感じでお持ちですか。

○副市長 先ほど経営戦略課長のほうからもありましたけども、五次総のときは都市に着目をした将来像、そして今回は人ということで、その人が市民であったり、または柏に来てくれる方、交流してくれる方、来街者だったり、または柏を選びたいと思っている人たちに向かった将来像の発信の仕方だというふうに思っています。なので、柏に関わる一人一人が思いを実現できるまちというすごく大きな人に対する将来像を描いておりますので、ぜひこれを先ほどから様々な御意見をいただいて、個別の様々なプロジェクトとの部分がちょっとよく見えないという部分もありましたけども、その部分は基本計画の中でしっかり書くということ、そしてその基本計画が先ほどから御説明しているようにそれぞれの部門計画にしっかり結びついて実行されていくという形になると思いますので、それをぜひ計画的に実行できるように職員一丸となって頑張っていきたいというふうに思っております。私からは以上です。

○山田 ありがとうございます。それで、私は本当にこの地球規模で展開が変わる中で、非常に先を見通すことというのは難しい時代になったなと思います。今、中期、長期の展開も委員の中から出ましたけれども、途中でしっかりした状況を見定めないと、世界の不確実性の状況だとか、こういう市民生活、経済、私たちの秩序

に関して相当大きく展開が変わってきちゃうんじゃないかと。私たちも頑張る、頑張るって言っているけど、ただ、今副市長がおっしゃってくれましたけれども、柏のポテンシャルはすごく高いと思いますよ。都市間競争の中で柏は、過去はベッドタウンで東京に行ったというけれども、今度柏に集積されるような、そういうような土地交換というのは出てくるんじゃないかと。私は、皆さん一生懸命やっているから、議員のほうもすごく観察力が強いので、そういう政策、しっかりしたものというのは非常に状況あるんだと思います。ですから、この総合計画つくるにしても、今後何かありましたら議員も一生懸命やりますよ。ですので、意見交流とか交換とか、こういうことを一生懸命、そういうことを織り込んでいったほうがよろしいんじゃないかなと、こう思っている次第です。これはぐちゃぐちゃ私は言いましたが、何か所見があれば、副市長、最後に駄目押しを。

○副市長 まさに今御意見をいただきましたようにしっかりと私どもも今回策定をして、その後も議員の皆様にとしっかりと情報を発信しながら、御意見をいただいて進めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○塚本 すみません、最後に1点だけ。この総合計画の内容を見ますと、あくまでも総合計画ですので、概括的な内容にならざるを得ないのはどうしてもしょうがないと思います。つくる必要があるのかどうかとか、いろんな議論が出ていますけれども、自分をつくる必要あったと思っています。それは、やはり子供とか若者の市民参画のアンケートを取る中で、柏のまちづくりについて多くの市民が柏を自分のこととして考えてくれる、多分そういったアンケートとか、商工会議所からもいろいろ面白い提案が出ていると思うんです。これ取りまとめる担当課も多分夜遅くまでいろいろ調整して大変だったと思います。そこについては、まず御礼申し上げます。そういった意味では、この結果だけじゃなくて過程についてもやっぱり注目していく必要があると思いますし、副市長おっしゃいましたように今後部門計画に期待したいと思っていますので、ぜひこの各論についてまた議論を深めていただきたいと思います。特に答弁は結構です。

○福元 すみません。最後少しだけ、一般質問のときも質問させていただいた次第なんですけど、市民参画で今回つくってきたということで、今いろいろ過渡期というか、社会もいろいろ変化が多い時期で、柏も市制70周年、まちが発展して50年ぐらいというところで、すごく今大事な時期かなというところでの今からの10年間ということで、ただやっぱりその後の先々のもっと長期ビジョンというのも見据えながら考えていかなくちゃならないしというところで今回つくられた。いろいろな方の意見聞いていただいたのは分かっているんですけども、これから個別具体的にいろいろ考えていくに当たっては、さっき議員がとかという話もあったんですが、ぜひ市の職員さん、せっかく若返って、そういう話はこれまでもしてきたと思うんですけども、たくさん若い方もいらっしゃいますし、若い方だけじゃないんですけども、本当にさらに市民参画というのをもっと幅広くいろんな方、外国人って言ったらあ

れですけど、柏に住んでいる人、柏に来る人、本当にいろんな人の意見を聞いて、個別案件それぞれ具体化していただきたいと思います。この計画はその大枠ということで捉えていますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

○委員長 議案第8号、柏市第六次総合計画の基本構想を定めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了いたします。

次に、請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方、退席されて結構です。お疲れさまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 続きまして、請願を審査いたします。

請願の審査に当たって委員長より改めてお願いいたします。委員より執行部に対して確認をする際には、請願の趣旨に即した内容に限ったものといたします。くれぐれも一般質問や執行部への要望とならないよう御注意ください。

請願第1区分、今期定例会で受理した請願25号、国連の核兵器禁止条約の署名と批准を日本政府に求める意見書についてを議題といたします。

本件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○矢澤 核兵器禁止条約の署名と批准を日本政府に求める意見書についての請願についてですけれども、ぜひ委員の皆さんに全員に賛成していただきたいという気持ちでちょっと発言したいと思います。もちろん皆さん御存じのように日本原水爆被害者団体協議会、被団協がノーベル賞を受賞したということ、これはもう歴史的なことだったと思います。田中熙巳代表が向こうでお話ししたと思います。そこへ行くのにも国民の多くのお金が集まったというふうなことも聞いています。田中代表は、向こうで発言しましたが、今の状況で核兵器はなくす、これはやっぱり必要なんだということを堂々と訴えたと思います。帰ってきまして、石破首相に核兵器禁止条約に署名をしてほしいということでお話しするということで、それも報道されていきました。日本は御存じのように唯一の被爆国で、広島、長崎の原爆では直後まで含めて14万人が一度に死んだと。長崎では7万人の人が亡くなっています。その後もやけどとか、それから放射線被害でどんどん亡くなっていく人、また被爆の被害を受けたまま一生を過ごしたという方もたくさんいるわけです。その後、核兵器は抑止力だと。それを持っていれば、それを恐れて戦争は起こらないというふうな論も

あったわけですが、今はウクライナの戦争とか中東の情勢見ても核兵器を使うぞなんていうことを口にするような、そういうふうな状況まで出てきているので、核兵器はやっぱりなくすしかないというところをぜひ皆さんで共有したいなと。そのためには日本の役割というのはやっぱり大きいと思います。日本が動けば、核兵器廃絶の波というのは今まで以上に大きな動きができると思うし、アメリカとかほかに気兼ねをしているというふうなのはあると思うんだけど、やはりこの問題だけは日本がはっきりと声を出していくということが、世界平和にも直結していく問題なんで、私たちのほうからも国に対して大きな曲がり角に来ている今だからこそ核兵器禁止条約、これに対する署名と批准をぜひ行ってくれということで、この意見書を出していただきたいということで、委員の皆さんにお願いしたいと、そう思います。以上です。

○永山 意見だけ述べさせていただきます。すみません。平和で安定した国際社会は、世界の市民が安心、安全な生活を維持するための前提条件です。しかし、地域紛争、国境を越えたテロ、宗教対立、領土問題、民族紛争などは絶えることなく、一般の労働者や市民が犠牲となり続けています。日本は、国連を中心とする国際協調主義に立ち、アジア太平洋諸国との連携に基づく地域の安定及び世界平和の実現に向けて積極的な役割を果たさなければなりません。特に核兵器廃絶に向けた核軍縮、不拡散は、世界の平和を希求する上でも、また被爆国民の立場からも重要であり、その必要性を世界に発信していくことは我が国の使命でもあります。核兵器禁止条約は、核保有国や核の傘の下にある国の多くは未批准となっています。この条約を核兵器廃絶の推進力としていくためには、署名、批准国の一層の拡大を図り、核兵器廃絶に対する各国の対立を解消していくことが肝腎だと考えます。この立場から私は賛成させていただきます。以上です。

○塚本 核兵器の廃止につきましては、当然賛成するものでございます。でも、現実の世界情勢を見ると、核兵器の反対を手を掲げてかざすだけでは核保有国が核を廃絶するかというと、そんな簡単な世界でないことも一方の現実でございます。そういった意味で、日本国が世界的にどういった役割を果たすことができるのかというのを真剣に皆さんで議論する必要があると思っています。そういった意味でちょっと執行部にお伺いしたいんですけれども、日本がこの核兵器禁止条約の署名と批准を行った場合のメリット、デメリットについて、日本国の見解があればちょっとお示してください。

○共生・交流推進センター所長 メリット、デメリットですかね。すみません、ちょっとそこは確認できていないので、お答えができません。

○塚本 外務省のホームページによりますと、日本の安全保障上の環境から現在アメリカによる核抑止力の、条約に参加すればアメリカによる核抑止力の正当性を損なうという懸念もあります。そういった意味で、今微妙なバランスの中で国際平和が保たれている以上、日本はやはり今すぐというわけではなくて、将来的な目標であることは確かですが、現実的な政治の流れからすると現時点ではまだ時期

早尚かなと考えております。逆にそういった意味でオブザーバー参加という権利もありますので、そういった意味で役割を果たしていきたいと考えております。以上です。

○渡部 今時期尚早ではないかってありましたけど、私はこれ今でしょうって本当に思いますね。日本被団協がノーベル平和賞を受賞した。もう本当にうれしいことで、これは広島、長崎の人だけではなくて、もう多くの人ノーベル平和賞を受賞したことを喜んだと思います。そういうときに、じゃ日本政府の役割は何なのか。世界に向けて、今本当に注目されていると思います。なかなか政府動かないわけですね。アメリカの核の傘とか、いろいろな御意見もあるけれども、今、日本政府がやるべきことは何なのかということをやはり私は原点に立ち返って、政府を動かしていくそのために意見書を出すわけですから、これ先送りしていいことって私は何にもないと思います。今世界的ないろんな情勢の変化があって、核を使うかもしれない危険性があるときだからこそ政府の果たす役割は大きいし、その期待もあるし、授賞式のあれも聞いていました。スピーチの中でも政府に対してはかなり厳しい意見を言いました。それを全世界の人があのスピーチを聞いていたわけですね。やはりここは政府を動かしていくためにも地方議会の役割が問われているなと思いますので、12月議会にこの請願が出されたことを私はもう本当に時期的にもよかったなと思うし、柏の市議会としても国に対してぜひ署名、批准を求めてほしいという意見書を出して、国を動かし、世界を動かす、その一助になればいいなというふうに思いますので、ぜひ賛成をお願いしたいと思います。以上です。

○福元 核廃絶という理想と、それから核保有国が増えていて、相互確証性破壊による抑止という現実との大きな境目というか、そういった乖離の中で、どうやってやっていただいいかって本当に悩む問題だなというふうに思います。今時点は、先日の日本被団協のノーベル賞というところがありまして、機運というか、ムードがすごく高まっている状況ですので、それはそれとしてあるんですが、やはりここは冷静に考えなければいけない。理想と現実で、どういうふうに考えていったらいいかなということで悩んでおります。ただ、やっぱり日本政府として一番大切なのは、国民の命と財産を守ることが大事かなという。現実の安全保障上の脅威に適切に対応しながら、地道に現実的な核軍縮を前進させる筋道を追求することが必要だ。核兵器保有国や核兵器禁止条約支持国を含む国際社会における橋渡し役を果たし、現実的かつ実践的な取組を粘り強く進めていく考えだということが外務省のホームページにも書いてありまして、時期早尚だということもありましたけれども、やっぱり冷静な判断というところでは、今機運としては盛り上がっていますが、果たして今なのかというのは、それは不確実だと思いますのでという考えでおります。柏市、一地方自治体なので、分かればなんですが、一地方自治体が果たすべき役割とはというところで私も悩んでいるんですが、執行部ではどのように考えられますでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 ちょっとなかなか答えるのが難しい問題ではある

んですが、一応私どもとしては平和都市宣言設けていまして、そちらの中では核兵器廃絶ということをやっているわけでございます。あと、私ども加盟している平和首長会議のほうでは、こちらのほうは政府のほうに要望等を出させていただいているところではあるんですが、地方自治体としては市民の方に平和について学んでいただいて、恒久平和について周知していくというのが最大限のしていくものだと考えております。以上でございます。

○福元 ありがとうございます。平和を追求していくということは一番大切だということで、引き続き慎重に考えていくことが必要なというふうに思っています。以上です。

○内田 それでは、議題となっております請願第1区分の請願25号、国連の核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書の提出について、採択を求める立場から意見を表明いたします。まず、今までも議論がございました日本被団協がノーベル平和賞を受賞したということは、国際社会が核なき社会を認めているということになると考えます。その核なき社会というのを実現するために必要なことは、これまでの核拡散防止条約では限界がございまして、やはり必要なのは核兵器禁止条約であると認識しているところでございます。核兵器禁止条約の意見書を求める請願につきましては、本議会においても何度となく提出されました。ただ、前回提出されたときと大きな違いがあります。情勢の変化が2つございます。それは冒頭に述べましたノーベル平和賞の被団協の受賞ということが1つ。もう一つは、国際社会で国際紛争の中で今核兵器というのがすごくマイナスの方向でクローズアップされている。つまり使われるのではないかという警戒がすごくあるわけです。そうした中で、日本政府、我が国は広島や長崎で核兵器を落とされた国でございしますので、その国、国民が果たす役割、政府が果たす役割と同様に国民が果たす役割も大変大きいものであると考えているところでございまして、その一環としてやはり私たち柏市民を代弁する議会は、市民の代弁者として核なき社会の実現のために核兵器禁止条約の批准、署名は欠かせないものであると考えております。また、執行部におかれましても、これまでの議会答弁において核兵器禁止条約については署名、批准は考える必要があるものの、議会の判断にも注目しているという趣旨の御答弁も頂戴しているわけです。先ほど共生・交流推進センターからも御答弁があったように、市長が加盟している平和首長会議においても核兵器禁止条約の批准、署名を求めているということを裏返しますと、やはりそこは自治体としてできることであると思いますので、そういうことを考えれば核兵器禁止条約の批准、署名は必要です。そして、核保有国に対して、あと核の傘の下にある国に対して、これはやはり日本がしっかり政府として、日本国民として核兵器禁止条約を訴えていく、批准、署名をしていくんだということが世界の恒久平和に寄与するし、これができるのは日本国及び日本政府である、このように考え、私は本請願、核兵器禁止条約の批准、署名を求める意見書については提出すべき、採択するべきであるということで、皆様に採択を求めます。以上をもちまして私の意見表明といたします。ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑並びに意見はございませんか。——なければ終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長 請願25号について採決いたします。
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。
よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。
次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。

○委員長 次に、請願第2区分、今期定例会で受理した請願26号、インボイス制度の廃止を求める意見書についてを議題といたします。

本件については、所管する担当部署がないため、各委員の意見があれば、これを許します。

○矢澤 それでは、担当部署いないから聞いても分からないかもしれませんが、ちょっと私もしいたら聞きたかったんですけども、このインボイス制度ができた後、市内の事業者さんたちはどんな影響を受けているかなという、そのことが分かたら聞こうと思ったんですけど、分かる人いませんよね。いないね。結構です。今は、1年前、もっと先あたりからこのインボイスの問題が出てきたときに、すごく大きな論議になったと思うんです。それまでは売上高1,000万円以下の免税事業者ってあったんですけども、その人たちはもちろん消費税納入は義務なかったんですけども、インボイスが通ったことによって、インボイスがないと仕入れのその額分の消費税を控除できないということで、免税事業者が課税事業者にならざるを得ないというふうなことでいろいろ問題になりました。具体的な声も聞いているんですけども、免税事業者のままでいることもできるんですけども、そうすると取引のされるほうから取引してもらえないとかいうふうなことで、そうするとその分、消費税分値下げして出さなくちゃいけないとかというふうに結局小規模事業者が苦勞する、収入が減っちゃうと。だから、その人たちにとってみれば消費税の増税だったんですよね。そういう中で、市内の大工さんやっている方の声が届いているんですけども、このインボイスを取らなかったら仕事を回さないというふうに言われたと。それでなくても少ない収入で、これ以上この消費税分を払うんだったら、もうやめるしかない。この方は、少し年齢が高いほうの人だったから、もうやめちゃうかなというふうなことを言っていたということで、また去年はできてから10、11、12って3か月分だったと思うんですけども、今年は丸々1年だから4倍になっちゃうんですよ。もうやっていけないということで、そういう人たちがやめちゃうと、今でも職場にはこの技術持っている方というのはどんどん少なくなっていくってしようと。

それがまた職人さんが減っていつちゃうようなことになる、もう現場が回らなくなっちゃうという声も私聞いています。あと、経理とか会計担当している方もそうなんですけども、このインボイスが登録しているかどうかとか、番号の確認などとか事務作業がすごく増えて、複雑なんだそうです。私もその複雑さを全部知っているわけじゃないけども、相当複雑だと。大手だったら、これはそういう業者頼んで、ばっとやれちゃうんでしょうけども、中小のところというのはとてもとてもそれを会計担当者がやっているというのはもう大変で、その会計担当者は最後こんな仕事だったら辞めちゃうというふうなことを言うというんですよね。だから、事業所そのものも、また職員さんとか、職員さんだけじゃなくてもっとたくさんいるんですけども、もう本当に困っているということで、今市内もそうですけども、農業をやっている方も家族でやっていたとしてもいわゆる法人化しているというかな、法人でやっているところに変えているところって多いんですよ。柏市内じゃないんですけども、小規模な農業法人のところでも昨年からのインボイスやってくれと言われて、農業をやっている方たち、農業法人で農業やっている方たちにインボイス取ってやるというと、その人たちは収入また減るわけですよ、その農業者がね。だから、その農業法人は結局自分たちがそれを全部負担して払うというふうな形でやると、それが米価の高騰というような、結局高く米を売らなくちゃいけなくなっちゃうということで悩んでいました。この間の選挙なんかあっても、このインボイス、これやっぱりやめるべきだという政策掲げているところがほとんどだったと思うんで、今回インボイス制度の廃止というふうなことの意見書を皆さんと一緒に賛同得て出していききたいなというふうに思うんで、ぜひ賛同をお願いします。以上です。

○渡部 私本来だったら商工振興課とか、柏市内の状況、農政課もそうです。農業者とか市内の本当に中小の零細の業者の人たちの声というのを受け止めたい、しっかり聞きたいと思うんです。それが届いているのは、やはり農政課とか商工振興課かなと思うので、本当はそういうところと実態なんかを聞いてみたいなと思いました。商工会議所も大きいところから小さいところまでいろいろ入っている方はいらっしゃると思いますが、大変な実態というのも恐らく、前は見直しというのを商工会議所でも出したことありましたので、そういう実態を、自分たちの周りの人だけではなく、じゃ市内業者が全体どうなのかということをやはりきちんと把握していく必要があるなというふうに思っています。ただ、担当の課とこの委員会とがずれているので、直接行政のほうに聞けないんですけども、今の経過措置が終わったときに、やはり大変な事態になるだろうなと思うし、今のままだったら本当にもう廃業してしまう、もうやめますという人は周りにも結構います。これが消費税の5%になったら、インボイス制度って導入する必要はないわけだし、今やはり私たちはそういう特に影響を受けている業者の人たちの声をしっかり受け止めて、国に対して意見書を出していくということが必要だなと思うので、私もぜひ皆さんには賛成をしていただいて、意見書をこの議会として上げていききたいなというふうに思いますので、私の意見と、あと皆さんへのお願いさせていただきたいと思います。

○内田 それでは、議題となっております請願第2区分の請願26号、インボイス制度の廃止を求める意見書の提出について、採択を求める立場から意見表明をいたします。まず、このインボイス制度の課題というのを整理すると、私は増税と同調圧力に整理されるかと思います。その原因として言えることは、まずは免税業者が何となく世論のムードとして課税業者にならなければならないような風潮に迫り込まれているというような実感がいたします。これは、私はやっぱり免税事業者の中に取りの中で不利益を受けてしまうということが大きくて、課税業者にならなければならない、これがもう一つの増税の部分だと思います。つまりこのインボイス制度を進めれば進めるほど貧困状態に置かれるというような状況は、拭い捨てられないと思います。それはもう多額の税金が、そもそも免税業者というのは収入がそんなに多いわけではないし、安定しない収入のところも多いです。その中で課税業者になるということは、これは大変危険で、危険というか、危ない問題だと思っています。それで、よく聞く例として挙げますと、私は小規模福祉作業所、障害者の、特に就労支援A型とかB型、就労支援事業所ですよ。生活介護の中でも工賃を出しているところや地域活動支援センターなんかでも工賃を出しているところなんかも、免税事業者でありながらも何となく課税業者にしなければならないのかということも言われますし、現に就労支援事業所A型なんかでは課税事業者になっているところもあります。このように圧力と増税というのがどんどん、どんどん増してくるこのインボイス制度を進めていくということは、私は問題であると考えます。インボイス制度については、これはイデオロギーの問題ではなくて、中小零細企業や小規模福祉作業所を私たち議会、議員がどう守っていくかということにも直結してくると思いますので、このインボイス制度の廃止についてはぜひ採択をしていただいて、意見書を提出していきたい、このようなことを申し上げまして、私の意見表明いたします。ありがとうございます。

○委員長 ほかに意見はございませんか。——なければ終結いたします。

これより採決いたします。

○委員長 請願26号について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。採択した請願については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することの取扱いは委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 続きまして、専決処分についてを議題といたします。

関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでございました。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

次に、専決処分についてを議題といたします。

50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。

では、報告をお願いします。

○債権管理課長 令和6年11月29日に報告をしました専決処分についての2番の訴えの提起のうちの番号1について、それから昨日の12月12日付で報告をしました専決処分についての1番の訴えの提起について御説明をいたします。まず最初に、11月29日の件についてです。本件は、柏市大島田にあります株式会社四君子と書いて「サグンジャ」と読むみたいです。そこに対して従業員等の未払いの国民健康保険料について本市が差し押えた給与等の債権の取立て額180万1,800円の支払い、それから訴訟費用の負担を求めようとするものでございます。訴えを提起するに至った主な経緯について御説明いたします。この会社の従業員等である滞納者ですが、柏市への居住が確認できる平成21年当初から国民健康保険料を滞納しておりました。平成24年頃までは催告をするたびに1万円ないし5万円程度支払いをしていましたけれども、平成25年からは催告をしても反応がなくなって、預金とか生命保険の解約返戻金、給与等の差押えを繰り返し執行していました。平成29年7月には今回と同様に訴えを提起して、強制執行も含めて5年ほどかけて166万円余りを回収いたしました。しかし、その後再び分納が滞ってしまったため、11月の7日付で地方自治法180条第1項の規定に基づいて専決処分による2度目の訴えの提起を行ったものです。第1回の口頭弁論は12月26日に開催の予定です。それが1つ目です。

次ですが、12月12日の報告の案件です。本件は、柏市在住のAに対して、Aは個人事業主ということになります。従業員等の未払いの市民税県民税、それから国民健康保険料について本市が差し押えた給与等債権の取立て額136万8,000円の支払いと訴訟費用の負担を求めようとするものでございます。訴えを提起するに至った主な経緯ですが、個人事業主であるAの従業員等である滞納者は、平成15年頃から市税と国保料、国民健康保険料を滞納してまして、催告すると先ほどの人と同じように1万円から5万円程度、少額の納付の約束をしておりましたけれども、ほとんど不履行になっていたと。昨年度に債権管理課で移管を受けまして、昨年12月から給与の差押えによる回収を図りました。ですけれども、その取立てに応じないということで、今月の3日付で地方自治法の規定に基づいて専決処分による訴えの提起を行いました。第1回の口頭弁論は来年1月27日に予定されております。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 本件について質疑があれば、これを許します。ございませんか。

○渡部 2件ともちょっと基本的なことで実際の滞納額と、その延滞金のほう、延滞金、延滞利息のほうをそれぞれ示していただけるでしょうか。

○債権管理課長 まず、1件目のほうですけれども、こちら国民健康保険料のみですが、本料が197万2,300円ですね。延滞金が111万1,007円ということで、合計で308万3,307円でございます、本日現在。それから、もう一件は、こちらは市県民税と国民健康保険料それぞれございまして、市県民税は本税が84万4,300円、延滞金が35万805円、市県民税の合計は119万5,105円です。国民健康保険料が本料で118万2,700円、延滞金が21万4,500円で合計139万7,200円、全て合わせますと259万2,305円ということになります。以上です。

○渡部 恐らく柏市も1万とか5万とか納付がされてきたということは、努力もされてきたんだろうなと思います。ただ、延滞利息、延滞金のほうが結構膨らんじゅうから、やはり本当に早めに解決されるといいし、この方たちの生活の実態とかよく分かりません。ただ、多分支払い能力があるというふうに、お給料もらっているわけですから、柏市のほうでは判断しているんだろうなと思います。今までこういう案件が上がるたびに もっと早くに解決できていれば、こんなふうに膨らまなくてもよかったのになと思うこともあります。多分誠実に対応しなかったということなんだろうなというふうに思うので、致し方ないケースなのかなと思っていつもこういう専決処分を聞いています。ぜひその方の生活状況には寄り添っていただいて、分納とかいろんな対策柏市でも取ってきただろうなというふうに思いますので、この訴えを契機に相手側が応じて、払いやすいような環境になるといいなとはちょっと思っています。これは意見で、早め早めに相談に応じていただきたいというふうに思います。以上です。

○内田 1件目の方でございますけれども、滞納者でございますけれども、この方は税のほうは納付されてきているのでしょうか。

○債権管理課長 この方は、市税に関しては納付をされています。以上です。

○内田 市税が納付されていて、国保だけが滞納になったというのは、どういう背景があったんでしょうか。

○債権管理課長 この会社、読み方がちょっと日本語の読みじゃないというところからもお分かりかもしれないですけど、滞納されている方は外国の方なんですね。そうすると、在留ビザの更新の関係で市税だけはどうしても納めないとまずいということらしくて、市税だけはきちんと納めているということでございます。以上です。

○内田 あと、1件目の滞納者につきましては、会社から給与は支払われていたんでしょうか。支払われていたとしたら、その額をお示してください。

○債権管理課長 会社から支払われていたものを差し押えたということですので、支払われている額というのはあったんですが、金額としては29万円が支払われていたと。そのうちの14万円余りを差し押えたということでございます。以上です。

○内田 2件目についてでございますけれども、2件目のケースというのは、それ

どれ税も国保も滞納していらっしゃいますけれども、これ債権管理課に移管したのは、担当課から移管されたのはいつぐらいですか。

○債権管理課長 担当課から移管を受けたのは、令和5年度ということになります。以上です。

○内田 担当課からは、接触の試みというのはどれくらいしてきたと聞いていますでしょうか。

○債権管理課長 これまで平成15年から滞納しているということなので、接触自体はしていた。ただ、約束をしても守られないというような状況だったということですから、その繰り返しになっていたということなので、債権管理課が移管を受けて差押えをしたと。ただ、差押えしたところがその取立てに応じなかったというところでございます。以上です。

○委員長 ほかにございませんか。——なければ質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでございました。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

事務調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査実施の件を議題といたします。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査については、必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のための委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長　以上で本日の総務市民委員会を閉会いたします。

午後　５時５２分閉会